

令和2年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（12月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
一般質問	7
北 條 利 雄 君	7
森 隆 之 君	29
宗 田 雅 之 君	37
関 根 浩 治 君	47
関 根 英 也 君	51
前 田 武 久 君	59
会議時間の延長	74
承認第15号の上程、説明、質疑、採決	74
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第79号～議案第82号の上程、説明	77
議案第83号～議案第90号の上程、説明	78
議案第91号の上程、説明	85
散会の宣告	85

第 2 号 (12月10日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	88
出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	88
職務のため出席した者の職氏名	88
開議の宣告	89
議事日程の報告	89
議案第79号～議案第82号の質疑、討論、採決	89
議案第83号～議案第90号の質疑、討論、採決	90
議案第91号の質疑、討論、採決	94
閉会中の継続審査申出について	94
閉会の宣告	95
署名議員	97

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第6回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年12月8日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 6 議案第78号 財産の取得について（追認）
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第79号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第80号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第82号 鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第11 議案第83号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）
提案理由の説明
- 日程第12 議案第84号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
提案理由の説明
- 日程第13 議案第85号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算

(第4号)

提案理由の説明

日程第14 議案第86号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

提案理由の説明

日程第15 議案第87号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)

提案理由の説明

日程第16 議案第88号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)

提案理由の説明

日程第17 議案第89号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)

提案理由の説明

日程第18 議案第90号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

提案理由の説明

日程第19 議案第91号 工事請負契約の変更について(青少年広場大規模改修工事)

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(10名)

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君

住民福祉
課地域整備
課長
古館甚子君
鈴木守弘君

農林商工
課長
星 徹君
教育課長
渡邊 敬君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長
鈴木隆寛

書記 矢吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第6回鮫川村定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、鈴木隆寛君。

○事務局長（鈴木隆寛） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

次に、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申し出がありましたので、発言を許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第6回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもと、議案のご審議をいただきますことに深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、全国の新型コロナ感染の累計感染者数は16万人を超えております。死者は既に2,000人です。福島県内における感染者も530人を超えており、さらに本村が隣接する全ての市と町にも感染者が確認されるなど、村内にいつ感染者が出てもおかしくない危機的状況にあります。

これらの感染状況を受けまして、東白川町村会では、地域外来検査センターの開設を検討してまいりましたが、福島県の指導のもと、東白川医師会のご協力を得て、塙厚生病院の敷地内に今月末、または来年当初より開設する予定となっております。

ただし、検査センターに従事していただける看護師さんの応募がないことが大きな課題です。皆様からの看護師さんの情報提供も併せてお分かりでありましたならば、ご提供をお願いしたいところでもあります。

なお、年内中に第14回新型コロナ感染対策本部を開催して、感染防止策を強化して、村民の皆様の健康と安全・安心を確保することとしております。

次に、本村の将来を担う青少年の活躍について申し上げます。

さきに開催されたスポーツ店主催の野球大会では、県南地域中学生チームが16チーム参加する中で、本村の中学生野球部が見事優勝を果たしました。さらに、その後の学童野球チームがやはり16チーム参加している中で、見事に3位に輝きました。この3位決定戦では、逆転さよならスリーランホームランで、見事な3位の勝利を勝ち取りました。すばらしいと思います。

次に、女子ミニバスケットチームでありますけれども、これも16チームが参加する県南大会で見事、準優勝に輝きました。今週末の県大会の出場を果たしております。大変、その県大会の活躍が期待されるところであります。

また過日、福島駅伝では、堂々の総合27位という輝きに選手が頑張りました。いずれのチームも人口が少ない小さな村の選手たちが、大きな町から選ばれた強豪選手を相手にして、勇気ある戦いによる感動のある勝利であります。子供たちの最後まで諦めない姿勢、そして指導者はじめ、支えてきた保護者はじめ多くの関係者にも深く感謝をしているところであります。

次に、村文化祭に展示された村民からの絵画、書他、各作品には、深く感動いたしました。子ども達から高齢者までの村民の皆様の表現力と自由な発想・創作力は無限であります。今後の練習や稽古、創作活動に大きな期待を寄せているところであります。

さて、今定例会でご審議いただく審議でございますが、専決処分の承認1件、財産取得についての追認1件、条例案件が4議案、補正予算案件が一般会計と7つの特別会計合わせて8議案、工事請負計画の変更1件、合計15議案であります。

さらに一般質問は、6名の議員より12件の通告がありました。いずれも本村の継続的な発展からの視点、村民に直結する産業や教育、さらに森林資源の活用など多岐にわたる通告をしていただいたことに感謝を申し上げます。各質問に対して、誠心誠意、一生懸命答弁をさせていただき覚悟でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案しました議案につきましては、十分にご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

6番 北 條 利 雄 君 及び

7番 関 根 英 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

去る12月1日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営につきまして協議をいたしまし

た。

本定例会の案件は、専決処分の承認 1 件を含む村長提出議案15件です。このほか陳情書 2 件は鮫川村議会運営基準129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日12月8日から12月10日までの3日間とし、日程につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月10日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條です。今般の定例会に、通告どおり3点の質問をさせていただきます。

まず、第1点は、令和3年度の施政方針と予算編成についてであります。

コロナ感染症は、生命の危機のみならず、人々に大きな不安や価値観の変化をもたらすなど、生活や経済活動に甚大な影響を与えております。さらに、災害の復旧に村独自の支援もなされるなど、財政的に厳しい状況にあると思われま。

令和3年度の予算編成に当たり、基礎的自治体として我が村の住民の命と健康を守ることを最優先に、村民ニーズを十分に見極めながら生活や経済活動を引き続き支えていかなければなりません。あらゆる面で社会の在り方が変わる時代の大きな転換点にあることも強く認識すべきであります。

新しい生活様式を定着させていく必要性を念頭に置いた行政サービスを提供していくことが求められております。さらに少子高齢化や労働力の不足が危惧されており、将来を見据え、事務事業とその執行方法、執行体制を抜本的に見直す必要があります。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「危機の克服、そして新しい未来へ」の基本方針の下、経済・財政一体改革を推進することを明らかにされております。地方行政に関しては、持続可能な地方自治体の実現に向けて、その効率化を加速させるとともに、地方自治体が「新たな日常」を牽引していくための改革を進めるとしております。

連続する災害や感染症は、我が村の財政に大きな影響を与えており、これまで以上に予算編成対応が厳しいものと予想されます。さらなる健全な財政運営に向けた取組が必要であります。これらの認識を踏まえ、質の高い行政サービスを継続的、安定的に提供していく観点から、中長期的な視点の下、複数年度を見据えた上での対応も必要となります。

新年度予算編成作業が本格化していると思われれます。歳出削減路線を堅持すると同時に地方再生の施策を重視することなど、多くの課題が山積みしています。

本村の令和3年度予算編成に当たり、予算編成の基本方針と主要な施策、歳入歳出見込みと今後の財政見通し、経営健全化と財政規律の強化を伺います。

なお、令和3年度予算編成方針資料を事前に提出をいただきました。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目のご質問、令和3年度の施政方針と予算編成につきましてのご質問に、お答えを申し上げます。

初めに、予算編成の基本方針と主要な施策、歳入歳出見込みと今後の財政見通しについてであります。

歳入歳出見込みと今後の財政見通しにつきましては、本村の令和元年度一般会計決算における実質収支額は、約1億2,045万9,000円と前年度を約4,760万円下回ったものの、村の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指数は、いずれも国が定め

る早期健全化基準を下回る状況にあります。財政調整基金は総額2億8,262万3,000円を積み立てて、積立金繰出処分額は、こどもセンター運営費や災害復旧事業に充てるため3億6,445万円、前年度比で1億2,545万円の増額となっております。

令和元年度一般会計決算における村債残高は27億1,478万8,000円で、前年度との比較では1億6,171万9,000円、前年度比で5.6%減少しております。新たな起債につきましては、1億7,650万円で、過疎対策事業債及び臨時財政対策債が減少したために、起債額全体として前年比250万円の減、率にして1.4%の減となっております。

このような状況の中で、地方交付税につきましては、総務省の令和3年度概算要求では総額16兆1,933億円、対前年比3,949億円、前年度比で2.4%の減となっていることから、依然として一般財源の確保は難しい状況にあることが想定されます。

このような状況の下で、来年度の予算編成につきまして、第4次鮫川村振興計画後期基本計画策定の翌年度に当たる令和3年度においては、第2期鮫川村人口ビジョン総合戦略の実施計画として取り組む地方創生関連事業の取組を強化し、それぞれの指数達成を目指すこととしております。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せず、感染症の影響により住民税や法人税の税収減が見込まれ、より厳しさを増していく財政状況の中で、私が進める村民主体の村づくりにつながる事業を推進していくためにも、限られた財源を効果的、効率的に活用していただくことが重要である旨を、先月示したところでもあります。

予算編成に当たりましては、私が目指す村民主体の村づくりの政策理念である1つは、子供、青年、女性など村民のアイデアを生かせる村。2つ目、人づくり、教育、子育てに全力を注ぐ村。3つ目、高齢者や障害者も安心して暮らせる村。4つ目、産業発展と雇用創出で村民生活が安定する村。5つ目、観光資源を生かし、人が集まる村。6つ目、自助、共助、公助で支え合う村。7つ目、村民生活に直結する施策を優先する村の7項目の実現を目指すため、職員一人一人が本村の財政状況を直視しながら、行政関与の必要性や費用対効果、さらにはウイズコロナの視点を含めた既存事業の縮小、廃止を求めた見直しを行うとしております。

また、新型コロナウイルス感染症や令和元年東日本台風といった、これまでになかった新たな課題に対応する事業を構築するなど、持続的持続可能な鮫川村の創造に寄与する事業計画の提案と、それに伴う予算要求を行うように指示したところでもあります。

次に、経営健全化と財政規律の強化についてであります。

経営健全化につきましては、市町村財政の早期健全化や公営企業の経営の健全化などを目的とした地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づいて、地方公共団体の全ての会計の収支状況、借入金の償還、負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを健全化判断比率等の5つの指数で算定し、その団体の財政状況に関する情報を広く開示することとしております。

本村では、令和元年度の決算における実質赤字比率と連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率とする5つの健全化判断指数の全てが早期健全化判断基準を下回ることで、経営が健全であることを示しておりますが、社会経済情勢の動向など不透明な部分が多く、特に新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地方税収入の減少に伴う一般財源の確保は、引き続き厳しい状況が続くものと認識していることから、財政健全化判断比率の状況に十分注意を払いながら、予算編成に必要な財源の確保に努めてまいる考えであります。

本村の財政は、財政構造の弾力を示す経常収支比率が近年80%台で推移しているなど、硬直が進んでおり、財源不足の状況は解消できておりません。財政調整基金などの各種基金に頼らなければ当初予算が編成できず、収支バランスが保てていない状況にあります。

特に、来年度の歳入につきましては、感染症による地域経済の影響が大きいことから、村の自主財源である地方税収入が相当程度削減するものと考えております。このために、各事業の実施に当たりましては、財源の確保と同時に経費削減も必要なことであり、不要不急な支出は避けるとともに、例年実施している事業であっても、ゼロベースから見直すよう点検を強化するなど、本村の経営健全化と財政規律の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、1つ目の北條議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） ただいま、令和3年度の当初予算編成方針、村長からお伺いしました。

財政見通しで、感染症の影響、それから19号台風の災害対応に要する経費の増加とか、社会保障、施設関係経費の増大など、かつてない厳しい財政となることが予想されているとおりであります。行政もこれらを認識しながら進めていくということでもあります。

本村の基金ですが、一般会計で18基金が設置され、目的別に条例を定め運用をされております。この中の財政調整基金は、年度間の財源不足に備えるため決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金、貯金であります。

私は、9月定例議会での元年度決算認定で、財政調整基金から各事業より繰り出しする件数の倍増と、現在高の枯渇化の流れを指摘する質問をしております。令和2年度の予算でも、昨年度の残高4億8,200万円余りの中から、補正も含め2億7,100万円が繰り出し運用され、執行中であります。

決算見込み残高が約3億2,300万円余りであります。過去10年間の繰り出し処分は、前年度末残高の平均約22.4%、積立金は平均約20.2%であります。本年度は、当初予算から繰り出し処分が56.3%、積立金は約23.3%見込まれております。過去最低の年度末残高となる脅威的な額と割合で推移しております。

提出いただいた予算編成資料では、令和2年度決算見込みで3億2,300万円余りの基金残高、令和3年度に繰り出し処分する令和2年度に同額の金額を活用すると、5,200万円余りです。相当厳しいです。財政調整基金は、枯渇化以上の危機的なものであります。目的別に設置されている他の17基金の取り崩しや廃止などをしなければならない。今後複数年度の予算編成が成り立つのかなどの不透明な事態に陥っています。徹底した行財政の改革と取り組みは待ったなしであります。

本村では、先ほど村長が述べたとおり、財政健全化法により公表が義務付けられている4つの健全化比率、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担率などは、値としては基準値を下回り、健全財政を維持しているとされております。しかし、過去10年間の平均の標準的財政規模に対する実質収支比率、一般的に債務から5%ですが、本村は平均で5.4%と超過。財政構造の財政の弾力性を表す経常収支比率は、一般的な標準は市で80%、町村では75%ですが、本村は約84%、いずれも超過しております。財政の弾力性が失われ、悪化しております。これらから、財政の硬直化が大きな課題であると、私はただしております。私は、この流れを危機的な状況であると判断しております。

令和3年度予算編成を行うに当たり、この財政調整基金の枯渇化、その流れ、実質収支比率、それから経常収支比率の超過比率を改善するべきであると考えますが、どのように対処されるのか、これらへの認識の判断を伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま再質問いただきました。

まず、財政調整基金につきましても、当初の新年度の予算がなかなか組めないという状況に陥っていることは、私も認識をしております。

昨年は、大型台風への村からの負担金も含めて、財政調整基金、大きく取り崩しておりま

す。また、年度当初、また新年になってからのこどもセンターへの8,000万円からの財政調整基金を繰り入れないと運営できない、年々そういうような状況になっておりますし、村で23基金の中で、財政調整基金も含めて約20億円の現在の残高であります。前年度は22億円総額でありましたが、これは財政調整基金のほかに目的をきちんと明確にした基金であります。教育施設の整備基金、約3億円以上、また公有施設の将来的な整備基金、約8億円以上あるかと思いますが、その他、細かいといえますか、23合わせての基金の中身は20億円ですから、2億円目減りしているわけであります。

私は、予算編成のときに、ゼロからのベースで、もう一度事業を見直していただきたいという、先ほど答弁をいたしました。まず大きく一般家庭であれば、入ってくる金と出る金の調整を、ショートがあれば大きく借金するようになります。国・県の当然有利な補助金を事業に充てて、これから模索していただくというのは、これは行政の大きな役目ですが、経常収支比率が85.4%、市では80%、我が村は過去に81%台であったときもありましたが、国からの、県からの、そしてまた、村税で間違いなく入ってくるであろうというお金、それから、間違いなく出るであろうというお金、人件費、それから扶助費、施設の管理費も含めた、その比率が、やはり85%ということは、事業に使えるお金は15%しかないということです。ですから、これはやっぱりこの前も後期振興計画で議員からもご指摘ありました84%、85%台を80%まで下げて、せめて2割を事業に使えるような工夫が必要ではないかという質問もいただきましたので、今後大きく、事務方で80%は多分無理でしょうということですが、やはり使わなくてはならない経費というのは、最低限度あります。

今後の考えとして1つ、まずは村から出る金を抑えたいと思っております。それは、1つは、村でお借りしている借地、それから不要な施設、そういったものも、前々からご指摘いただくように、どのようにしてスリムにして、そしてぜい肉を取っていくか。要らないものは、きちんと処分して、そして財源を確保する。もう一つは、今取り組んでいるのが、ふるさと納税なんです。関根議員からも度々過去にご質問ありましたふるさと納税が200万台で止まっております。これを何とか今年は1,000万円を目標にして、係が一生懸命、今、年間サイトを使ってふるさと納税を1,000万円をまず目標にしましょう。私は5,000万円までいくと思っていますから、棚倉町では9,000万円なんです。こういった、鮫川村を応援したいという、入ってくるお金も一生懸命考えていかなくてはならないと思います。

ですから、出る金の線、それから入ってくるお金、有利な補助金制度をきちんと係が見つけて、そして国・県の情報を早く得て財政再建に取り組むたいと思っておりますので、財政

調整基金、本当に去年は台風もありましたし、様々な、あとは大きかったのは、グループホームへの繰出金もありましたが、そういった財政調整基金を取り崩さざるを得ない状況に陥りましたので、今、破綻、目減りをしておりますが、やはり今後、人件費も含めて、あと職員の定数もこれから見直し、質の高い優秀な職員を少数精鋭でしていきながらも、長期的に10か年計画をきちんと踏まえて、定数の見直しもこれから図っていかなくてはならないと思っております。すぐに来年度から結果が出ないと思いますが、皆様の様々なご意見を頂戴しながら、財政再建、今のままではなかなか予算編成が難しいという状況に陥っておりますので、そこを脱却したいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 収入に充てるために公共施設、そのほかいろんな村の財産を処分することも検討するという話でしたし、ふるさと納税関係も、もうちょっと頑張ってやっていくような話ですが、一般財源の収入は、景気の変動や地域社会の変化に対応した収入の伸縮を図る自己調整能力が乏しいことがあります。反面、村長が就任して以来もそうですが、行政活動の多様化、新しい行政施策も入れてあります。そういうことなど、それから今年の4月から会計年度任用職員制度などで、人件費などの経常的な経費、この伸びが著しいということもあります。しかし、その収入の変動に対応した伸縮できる経費が乏しい状況であるからこそ、財政の弾力性が失われ、悪化している原因をきちんと究明して、経常的経費の抑制、それから弾力性の確保が必要であると思えます。

予算編成の考え方で、村税をはじめ国庫補助金負担金などを含め、より一層の歳入確保を徹底するのは当然であります。最少の経費で最大の効果を上げる、この必要はあります。

それから、前例にとらわれることなく歳出の重点化、それから事業の政策効果の評価、見える化廃止、見直しを徹底して、合理化、効率化にめり張りの利いた予算案を作成すべきであります。

令和3年度の予算編成会議が進んでいると、先ほど私、お話ししましたが、過去、複数年度の財政指標の推移や統計資料などを用いた現在の厳しい財政状況の実態、それから環境、これらを明らかにされていると思うんですが、意外と、この財政予算については、事務職が中心であったりして、なかなか専門職、それから会計年度任用職員に本当に伝わっているのかと、私、疑問にあるんです。全ての行政組織全体でこの厳しい状況を認識するということ、絶対必要なんです。私は専門職だから、私は会計年度任用職員だからとって、任せきりではない、そういう認識をきちんと持ちながら、今与えられている仕事を全うするというのが

大事なんだと思うんです。

編成会議は、当然やられたんだと思うんですが、その伝達方法ですね、今、村長も私も厳しいという話をしておられますけれども、本当に末端の職員までどのような形で伝達しているのか、お聞きしたいんです。例えば、文書だけでは、私も質問するとき長い文章作るんですが、長い文章なんて読まないんです、本当。けれども、やはり、村長が自ら一人一人の末端の職員まで声を届けるという部分では、生の声で届けるのが本当、一番いいんです。そういうことがされているのかどうか、もう一度お答え願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 職員一人一人に生の声で、このような施策をお願いしたいというところを伝えているのかというところではありますが、申し訳ございません、伝えておりませんでした。

昨年、私が就任したときに、7つ、1つ追加して8つなんでありますが、村民主体の村づくりの基本的な、具体的な姿につきましては、基本的な理念ですので、こちらにつきましては書面で伝えておりますが、全職員の方々、去年も一堂に会して予算編成の中でその話をさせていただきましたが、会計年度任用職員までに伝わっていたかということでもありますが、そこまでまだまだ伝えていないのが現状であります。

ある先輩町長からも言われました、「関根村長、就任したら必ず、年間計画で一人ずつ面接をして、どのようなお悩みがないのかということを知りたいよ」というアドバイスもいただきましたが、まだそこまで至っておりません。まだ1年経過をいたしまして、職員には一斉メールで各基本的な指示事項を何度か送ってはおりますが、直接お話をしながらも、「今後、この村はこのようになっているから、このようにお願いしたい」という、そのような話はまだ全職員に伝えておりません。

入庁した新しい職員さんとは、何度か長い時間かけて、私なりの考え方と、それから、新職員の心意気と抱負を聞かしていただいた機会は何度かありましたけれども、全職員とまではまだ至っておりません。この提言、きちんと受け止めまして、初年度以降、既に予算編成の骨格が立ち上がってきますけれども、査定は査定ですから。査定は査定ですが、全職員に対するそのような面接を含めて、あと、職員にとっては、「私はこの仕事でこういうところでやってみたい」という希望があるかと思えます。去年は文章でお預かりしたところではありますが、そういったところまで含めて、接しながら村の状況と、そしてまた、今後の方針につきまして懇談しながら、親しくといえますか、厳しくも、親しくも、そのような事業とい

いますか、職員教育に徹していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） こういう厳しい状況というのは、大体ぼんやり末端まで知っているとは思いますが、やはり実際、予算編成とか会計に携わっている人以外の職員というのは、なおざりになるんです。ほとんど知らないんですよ。「むしろ、厳しいんだろうけれども、俺は担当職員ではないから、専門職だから関係ないよ」という話をして、私も職員時代、そういうのがいっぱいあったんです。本当に末端まで知っているのかということではなくて、予算編成を策する職員が中心になっていて、まあ去年並みでいいだろうと、少し削れと言うから、ちょこっとこの辺削っておくかくらいの話なんです。それで本当にいいのかという話なんです。こういう厳しい村の財政が抱えているということになれば、やはり末端まできちんと認識してもらって、今やっている当たり前の仕事をもう一度見直してほしい、そういうことも含めて、やはりきちんとしためり張りの利いた予算編成を、ぜひ望みたいのであります。

私、3点の質問がありますので、次に移りたいと思いますが、予算編成、新しい新年度予算が出てくるのを楽しみにしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

先ほどの質問と関連はあるんですが、財務書類等の利活用について伺いたいと思っております。

新会計年度による財務書類等については、作成と公開がなされております。これら作成された財務書類などは、資産管理、予算編成、行政評価などに積極的に利活用していくことが重要であります。

会計管理の観点からは、全体の財政指標の分析や適切な資産管理といった視点、また事業別・施設別の組織横断的な収益性、採算性、成長性を分析する視点が重要でもあります。

財務書類などから得られる情報を利活用することにより、我が村の課題を発見して解決する機能を向上させることができる。また、人口減少が進む中で、限られた財源を賢く使うことにつながるものが期待されるものでもあります。

地方公会計の利活用は、財政運営に係る様々な場面で検討材料の一つとすることです。我が村が抱える課題を解決するための流れ、課題の抽出と要因分析、課題への対応策の検討と実施、課題の解決などで、参考となる客観的な根拠の1つとして、地方公会計から得られる情報を利活用していくべきであります。

発生主義に基づく総費用の情報など、現金主義では見えにくい情報も用いて分析を行う。

その分析を用いて資産管理、予算編成、行政評価等を行うべきであります。地方公会計を日々の財務活動や行財政運営に組み込んでいくことが求められるものです。

地方公会計から得られる情報の利活用に当たっては、関係部局横断の体制を整備することが必要でもあります。これらの財務分析や行政評価、公共施設の管理などの取組と利活用を検討していくことが、まさに重要でもあります。

経営者感覚を磨いて問題を発見して解決する、この過程では、具体的な目標設定と成果を追求しながら、職員一人一人の能力を伸ばすことも求められております。これら財務書類などの資産管理、予算編成、行政評価などへの具体的な利活用をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2点目のご質問、財務書類等の利活用についてお答えを申し上げたいと思います。

新地方公会計制度につきましては、平成27年1月の総務大臣通達によって総務省から示された統一的な基準による貸借対照表、行政コスト計画書、準資産変動計画書及び資金収支計算書の財務書類4表作成を行うよう要請があつて、本村では、平成29年度決算より作成しており、ホームページで公開をしております。

財務処理4表作成の目的としては、発生主義、複式簿記の導入で企業会計的な財政分析を行い、土地や建物などの資産、減価償却費などのコスト情報を促して、長期的な財政を視野に入れ、今後の財政運営に活用していくことであります。

財政処理の利活用につきましては、外部向け、内部向けの2つに区分されます。

外部向けの活用としては、財務処理等の主な利用者である住民ニーズを踏まえ、分析を行うものとして、本村においても財務書類の公表に際しては、必要な説明や分析を加えて、分かりやすい公表することとしております。住民に対する説明責任を履行する観点からも取組を行っているところであります。

内部向けの活用としては、財政指標の設定、適切な資産管理、セグメント分析を行うことで、今後の施設建設の検討や行政評価との連携による利用者一人当たりのコスト等を基に評価などで活用することとしており、今後、財政処理等が蓄積され、併せて類似団体との適正な比較を行うことで、より明確な財政分析が可能になると考えていることから、村政運営の有効的な活用法につきまして、引き続きしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上で、北條議員の2点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 財務処理の活用、内部、外部という話をご答弁いただいたんですが、財務書類等を作成する部署は、主に総務課でございます。地方公会計から得られる情報については、様々な部署における業務に利活用しているということでありまして、例えば、総務課が財政書類や指標を用いて自らの財政状況を分析、財政運営に反映することはもちろん、固定資産台帳の情報や施設別の分析を用いて公共施設の管理を行うことや行政評価などを行うことが、当然考えられます。

また、公共施設の所管課においては、管理する公共施設に係る総費用を把握することで、今後の効率的な維持管理などを検討する材料となるものであります。

鮫川村公共施設等総合管理計画もあります。これらも含めて所管の伝達や会議がどのようにされているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの再質問につきましては、担当課長から伝達の方法につきまして答弁させます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤利己君。

○総務課長（斉藤利己君） ただいま、総合管理計画の中で、公共施設のほうは計画策定をしています。

この後の宗田議員さんの質問の中でも、総合管理計画については出てくることとなりますが、これまで総合管理計画を策定しておりまして、今年から個別施設計画についてもつくることが始まったところでありまして、

その公共財産につきましては、前後して申し訳ありませんが、30年間の総合管理計画をつくりまして、そして一つ一つの施設について個別にどのような状況なのか、改善が必要なのか、修繕が必要なのか、それとも解体撤去が必要なのかという判断を行っていかなくてはならないがために、今年から複数年、10年程度を見越しまして、一つ一つの施設を委託をかけて精査して、それが費用の平準化とか指数の削減が図れるような計画をまとめていきたいということで、進めていく考えを持っております。

総合管理計画と個別施設計画については、以上となります。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 公共施設等の総合管理計画、私の質問以外でございますので、詳しく私、質問はあんまり求めないのですが、この総合管理計画、それからいろんな各施設の固定

資産税とかの情報、村にせつかくさすけているのに、各課にどのように伝達されているのか、ちょっと分からない。それを本当に担当資格課がきちんと把握して知っているのかというのが、もう少し、それもこれも伝達方法ですが、きちんとやはり進めるべきじゃないかと思うんです。

それと、前回の9月定例会で私も質問しているんですが、交流施設とか公共施設として管理者制度、それから直売所や村民の店、介護・障害・高齢者福祉施設、今後予定の宿泊施設「つるや」ですか、それから公社設立とかなどがあります。公設公営、公設民営、民設民営の運営手法があります。さらに、商工会などに対する財政支援も年々増加しております。

これらの収支会計や経営状況が、なかなか私ども、見えにくいのです。どうなっているのか、ちょっと分かりません。いずれの施設や団体でも、その重要な役割を当然、担っております。多額の公的支援、それから財政支援を行っております。当然、行政は把握もされていると思われま

す。これらの財務処理の利活用をどのような方法でなされているのかというのは、先ほど述べた課題の解決するための流れとしての課題の中止とか要因、それから対応策の検討と実施、それから運営管理者への伝達、協議。やはり例えば指定管理者制度で委託している、お金を出しております。これは、今までどおりの同じ形態でやればよいという話ではないんだと思います。それをどういうふうに改善するとか、必要なものをどういう形でされているのか分からない。村の、先ほど第1問目で質問した、財政的に容易でないのに、やはり指定管理者だから、物事を全て完結する話ではないんです。やはりその施設、毎年変わるはずなんです。全て経費も含めて。こういうことを、どういう経営方法であるにしても、やはりきちんと伝える、協議する。担当課か主管課が伝える、それから公共施設などの管理計画も、こういうことだよ、村の財政もこういうことだよということを、やはり毎年見直さなければならない。これ、私、見直しされていないのではないかと思っているんですけれども、やはりこの辺も厳しい中ですから、指定管理者にしたから安心、そういう話ではないんです。やはりきちんと協議する、担当課がきちんと公共施設の在り方、先ほど総務課長が言ったとおり、掘り下げたやつをこれからつくるという話ですけれども、こういうことをきちんとやっていかないと、見直しにならないんです。去年と同じでいいや、去年と同じ額の指定管理金額でいいやという話になってしまうんです。見直しができていないんだと思うんです。これをきちんと、やはり一つ一つの公共施設も含めてやっていただきたいということでもあります。

この辺について、もう一度村長からご答弁を。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいま北條議員の再質問につきましては、前回の全員協議会でも同等のご提案をいただきました。

村が直営で全ての施設を運営してきた過去の財源的にも裕福といたしますか、間に合った時代では、もうありません。そのところで、多分、小泉首相就任したときでしょうか、指定管理制度というのが、民でできるのは民でやっていただくと、最低限の費用で、そしてそれ以上の効果を公設民営指定管理制度というのが始まったようではありますが、本村においても今まで指定管理で民間にお願いをして、最低限度の経費だけをお支払いして、それ以上の効果のある施設の運営をしていただいたところでもありますし、近年はその金額も若干膨れ上がったり、中身の精査をして指定管理をしているところでもあります。

この前も全員協議会で、ほっとはうすの今後の運営ということで、皆様からも一つの例がありますが、ご意見をいただきました。指定管理をすれば全て解決するものではないというのは分かっておりますが、やはり今まで同様の、昨年これだけの予算を投じたから、新年度もこれだけという時代ではありません。中身はどうやって質の高い、そして最低限度の費用、民間企業だったらば、まず何をどうするかということを基本に置いて、それで幾らの経費しかかけられない、そういう分岐点、幾ら以上になると赤字になるという数字をみんな把握しております。手・まめ・館も同じでありますから、1日40万円売上げないと、赤字になってしまうんですけども、まあ、4・5万はまだ不足しております。

そういったところを、指定管理を出すときに精査をして、果たしてこのまま経営していったいいものかということも判断しなくてはならない、もう時期になっておりますし、今後また、新年度の予算編成も今、懸命に組み立てておりますが、当初のご挨拶にも話しましたように、ゼロベースでまず、ゼロからもう一回立ち上げて、精査をしていただいて、最低限度の費用で費用対効果が高止められるような、その運営に心がけていくつもりでありますし、今後また、公設民営がいいのか、民設民営がいいのか、私は基本的に民間企業の努力でしていただけるものであれば、公的な運営から切り離していくと、そしてお願いしたいというのは基本的な考えであります。なかなかそこで経営が行き届かない。しかしながらも、村が求めようとする施策に追いつかないというところに関しては、やはり指定管理をしながらも努力していただいて、以上の実績を上げていただくと。本当に、民間の人寝ないでやっていますから、本当に夜、夜中まで、会社の社長だって従業員だって。従業員は、これはお支払いしますけれども、家族労働でやっている方は、残業手当なんてないわけですから、まあ、

寝ないでやっています。皆さん、事業者、商店、農家の方々も同じなんです。労務費に換算したならば、特に、本当にマイナスなんですけれども、それでもやっぱり産業を守っていく、それから商店を守っていく、事業所を守っていく、また我が農業の手を守っていくというところで、皆さん懸命にやっている民間の姿を、やっぱり我々も公的な施設をお預かりする以上は、見習って、そして最低限度の費用で、それ以上の効果を上げるというところの努力をしなければならないということで、これもまた職員にも伝えていきながら、新年度以降の事業の組み立てに役立てていきたいと思っております。ご提言ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 財務処理、私らも見ると、結構、要約したものを簡単に見られるんですが、やはり分析したやつを見ると、結構大変です。

それに慣れていない人というのは、見たってこんな数字と思うかも分からないけれども、中身見ると、やはり将来を見通したり、現在を見通すことができるものですね。やはり慣れていない人は、なかなか納得というか、自分のものになれないんだよね。特に指定管理者なんていえば、失礼ですけども、そういう部分では、管理はするけれども、そういう数字的なものは、意外となおざりになるし、まあ、この辺でいいかくらいの話になってしまうのです。でも、こういう厳しい財政の中で、予算編成もそうですが、やはりきちんと管理している人に伝えて、きちんと話を聴いて努力するということをきちんと伝えていかないと、なかなか改定にならないと思うんです。去年こうだったから今年も同じく欲しいという話でしょ。そういう話になっちゃうので、やはりここはもう少し足を踏み入れて、知っている職員がやっぱり、そういう施設の指定管理者制度の中身も含めて、入って行ってやっぱり指導すべきなんだと思うんです。そこでどれだけ財源が浮くか分かりませんが、そういう方法というのはやはり、一つの方法として、努力しながら、先ほどの予算編成もそうですけれども、やっていただきたいと思います。

そういうことを期待しながら1問、2問の質問を終わりたいと思います。

続きまして、3つ目の質問になります。

次に、選挙公営に関する条例などの制定と改正についてお伺いをいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が成立、本年6月12日に公布されております。

改正の内容は、町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙公営が拡大されたものであります。主なものは選挙運動用自動車の使用、それから選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3点を、選挙公営の対象とするものであります。さらに町村議会議員選挙

への供託金制度を導入し、その額を15万円とするものであります。

しかし、これらを選挙公営の対象とするには、自治体ごとの選挙公営に関する条例を制定する必要があります。この改正は、議会議員のなり手不足が改めて浮き彫りになり、少子高齢化や地域社会の弱体化に加え、低額な議員報酬、議員定数の削減など、複数の要因が考えられ、議会や議員を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、この状況を緩和する狙いがあります。

今回の法改正により本村の条例制定がなされ、選挙公営が拡大し立候補のハードルを下げ、多様な人材が参画する、参画できる大きな一歩となるものと期待するものであります。

さらに本村では、県内59市町村の中で、特別職給与が村長59位の最下位、副村長と教育長が58位であります。矢祭町は三役給与が同額であります。議員報酬も日当制3万円や期末手当廃止に起因している矢祭町を除き、最下位の58位であります。定数も10名まで削減されております。

これらは当時の審議会の答申を受け、条例の本則改正で平成19年4月から削減を行ってきたものであります。しかし、この特別職給与と議員報酬・定数削減は、時の潮流や役割を十分に果たされているものであります。

過去には給与と報酬への検討協議を行ったとされますが、条例本則の改正を行うまでには至っていないものであります。まさに、給与と報酬・定数はデリケートな事案でもあります。本村の厳しい財政状況や少子高齢化が進む中で、安易な引き上げや復元は考えにくい環境でもあります。

しかし特別職と議員の役割と任務、県内市町村同位にある職員給与との均衡を考慮しながら、住民への説明と理解を得ること、審議会などの答申改正から今年度を含め14年経過していること、現在の特別職給与と議員報酬・定数が妥当なものであるかどうか、検討する時期にあります。

短期間で結論が出せない課題でもあり、対応や検討が段階的に複数年度にわたるとしても、審議会設置を含め、改めて検討協議が必要であると考えます。選挙公営に関する条例の制定、村長等の給与及び旅費に関する条例、鮫川村議会議員の定数に関する条例、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正について、これら条例の重要性に鑑み、十分に協議する公正公平な第三者機関を設置し、公開で速やかに取り組むべきであります。

これらを通じて、首長と議員の二元代表制の基本と在り方、行政と議会が直面する諸課題の解決に向け、引き続き住民福祉の向上と進展に、なお一層の努力と全力投球を行うべく、

環境整備を行う必要があります。

これら4条例の制定と改正の考え方、取り組むべく判断をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3点目のご質問、選挙公営に関する条例等の制定と改正につきまして、お答えをいたします。

公職選挙法の改正につきましては、議員おただしのとおり、令和2年通常国会にて6月8日に可決成立をし、6月12日に公布され、地方選挙の公営化が進むこととなりました。公営選挙法改正の施行日は、公布の日から起算して6か月を経過した日としております。令和2年12月12日となるために、施行日までの条例制定を検討しておりましたが、公費負担経費の実態、実情の調査や検挙を踏まえた上で制度設計とすべく、また令和3年3月末日までに村長並びに村議会議員選挙の予定がなく、十分な検討を行う上での時間が許される状況にあることから、今定例会の上程を見送ることとした次第であります。令和3年の議会におきまして、改めて上程の上、ご説明を申し上げたいと思っております。

次に、特別職給与並びに議員報酬などの削減に至った経過についてであります。

村では、三位一体の改革に伴う厳しい財政状況の中で、自立に向けた村づくりの取組として、特別職の報酬などを見直すため、平成18年8月31日に議会議員定数特別報酬等審議会の第1回会議を開催して諮問しております。同年11月22日議会議員定数特別報酬等審議会から意見の答申があり、答申書には議会議員の定数、特別職の給与月額、議会議員の特別報酬、非常勤特別職報酬月額をともに削減し、特に特別職は村財政が窮迫する中にあり、思い切った削減率にしたと記されております。一方で、これは永久的なものではなくて、時代の変化に伴い、定期的な見直しをする必要があると考える。円滑な行政運営にご尽力をお願いするとして結ばれております。

こうした答申を基に条例改正として削減し、その後、条例施行、平成27年1月1日以降、初めてその期日を公示される一般選挙から施行する議員定数を10人に削減するとしたほかに、給与・報酬等につきましては、見直しやその検討を行うことなく現在に至っております。

また、当時の県内自治体において、三位一体の改革に伴う報酬等の財政削減対策を実施しておりましたが、時限立法とするという条例が大部分であったようであります。本村のように、恒久的な削減を行う自治体は少なく、現在において、本村におけるその役割は十分に果たしたところであります。

ただ、北條議員のさきの2点目の質問にても答弁しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せず、経済が疲弊し、感染症の影響により住民税や法人税等の収入減が見込まれること、また新型コロナウイルスや令和元年東日本台風などのこれまでになかった新たな課題が山積し、その対策の困難性や村の財政は今以上に厳しさを増してくると予想されております。役割を果たした報酬等の削減につきましては、現状において優先すべき課題に率先対処し、国民一律の安心・安全が一定程度図られたその先からなるかと思存しますが、村民理解が得られる社会と経済状況の中で、村の財政状況を踏まえた上で検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、北條議員の3点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 職員の給与、当然、国の人事院の流れを酌んだ福島県人事委員会地方公務員の労働基本権制約の大事な機能を担う機関として、地方公務員法に基づいて設けられております。そのため、県人事委員会が職員の給与、その他、勤務状況において社会一般の情勢に適応されるよう、勧告・報告を行っております。

本村でもこれに準拠し、毎年会計を行っております。今年は、期末勤勉手当削減の県人事委員会勧告がなされており、条例改正についても今般提案されております。

さらに、臨時非常勤職員の任用職員、これを経過して新たに期限付き任用である会計年度任用職員制度が新設され、本年4月1日より施行されております。

これらは、制度的な均衡を図る同一労働、同一賃金の観点から、会計年度任用職員として常勤職員と同様に給料及び手当の支給対象となる会計を行い、実施されております。

本村の特別職給与と議員報酬は、先ほど村長がお話しされており、平成19年4月から村長が30%、副村長と教育長が20%、議員が25%削減の条例本則が改定、実施され、本年度を含め、14年経過しております。議員定数も、平成15年に16人から14人に削減され、その後、平成19年4月と27年4月と2回の見直しがされ、現在10人であります。これらの定数も人口規模や財政規模などに照らして妥当なものなのかどうか、再検討する必要があります。

これらについての認識を、もう一度村長から伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問にお答を申し上げたいと思います。

平成19年4月から施行された14年間、報酬等も削減されております。全県の町村、市は別として、町村の報酬等の平均値というのがありますけれども、30%、20%、25%削減すれば、

当然、どのくらいの差があるのかというのは、想像つくかと思いますが、首長、村長で約22万円の差が、平均からすると22万円低くなると。さらには、副村長11万円、教育長12万円、議長で5万円の上、それから副議長で5万円、また各議員の皆様も5万円以上の、これは前に戻す、削減の前の金額の差ではなくて、全県の平均です。全県の平均からいうとそのくらいの差がありまして、大変な財政難をこの報酬削減という形で、長年目的を果たしてきたと、私もそう感じております。

ご指摘のように、議員さんの定数も含めまして報酬、それから特別職の報酬も含めて、今後検討する時期にもう既に来ているのかなという状況に、私もそのような認識でおります。

ただ、問題なのは、答弁でも話しましたとおり、このような財政状況が悪化している中で、そしてまたコロナがどこまで続くのか分からない、村税、税金も、村からの自主財源の中でも村税がどこまで低迷していくのか分からない状況の中で、安易に元に戻すということもできるのか否か、一番はやっぱり住民の理解、それからやっぱり調査をして、同類自治体との比較、そしてまた、住民との理解を得られない限りは、安易に引き上げたり、元に戻すということではできないのかなと。しかし、そういう時期には、もう既に来ているという認識は持っております。

ご提案のとおり、第三者、学識経験者、さらには住民のご意見も聴きながら、今後検討する時期に参ってきていると思いますし、また議会の皆さんのほうでも、定数・報酬の在り方についても調査、委員会を開いていただいて、果たしてこのままでいいのかというところもご検討していただいて、答申をしていただければ、それも参考にしながらと思っております。

議会議員基本条例の中にも、定数・報酬等々、村の大事なことを決めるときには、多くの公聴会を開くなどして村民のご意見を聴きながら、専門家の学識経験者等のご意見を踏まえて決定すべきと条例にうたっておるようでありますから、私どもも将来的な財政、これに鑑みまして、果たしてその引き上げ、元に戻した場合にどのくらいの費用が発生するのかとちょっと調べていただきました。

特別職と議長、副議長と議員で、トータルで元に戻した場合、年間にどのぐらいの支出増になるのかというのを、財政でちょっと調べてもらいましたが、報酬・給与等で1,237万2,000円、これに期末手当がありますから382万3,000円、合計で1,619万5,000円という金額になります。この1,600万円という新たな財源確保をどうしていくのかということも踏まえて、あともう一つ肝心なのは、その報酬が特別職、皆様の議員さんの報酬が、その金額が妥当であるかどうかというのが、基準がないんですね。これは、やっぱり同類の類似自治体を

参考にするということもあるし、それは議会さんの議員発議で制定する場合がありますし、執行部提案で元に戻すということもできるかと思いますが、私はやっぱり、多くの村民の方々のご意見も聴きながらいかないとならないし、あと議員の皆様とも議論を重ねて、そして財政状況も鑑みて、将来のために、村のために汗を流したいと、そしてまた、地域のために身を削ってでも、公職で汗を流したいという方々増えるような、そのような考えでありますので、そのような時期に既に来ているということは認識した上で、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長も数字的なものを答弁されましたが、私も実はこの特別職議員報酬と、それから定数削減について、じっくりと調査してA4、10枚に及ぶ調査をしました。

特別職給与と議員報酬、定数削減による平成19年度4月以降の14年間、この減額幅は、約2億8,200万円余りである。平均で年に2,000万円余り減額されて、削減されております。さらに、本年の9月1日現在、東白川、西白河、石川郡の鮫川村の近隣13町村の議員定数、これは住民基本台帳によると一人当たりの平均は758人、本村は322人で、半分以下の42%であり、町村の財政規模も令和2年度当初予算によると、議員一人当たり平均が4億6,100万円余りの予算額で、大体8.3%、本村は3億2,800万円余りの10%であります。なお、本村では、平成18年11月に議会議員定数特別職の報酬審議会が設置されて、答申が基本にありますけれども、答申書には先ほど村長が述べたとおり、これは永久的なものではなく、今後の時代変化に伴い定期的な見直しをする必要があるとされております。さらに、昨年6月定例議会で同様の一般質問を行っております。前村長への再質問で、村民のご意見を伺い、慎重に判断していくために時期をみて委員会の設置を検討しなければならないと、その時期に来ているとの答弁があります。前村長の話まで聞きましたが、現村長の関根村長は、これらについての答申書、それから先ほど述べましたけれども、答申書もそうですが、現在、本当にそういう時期にあるの、さっきの財政的なことも言いましたけれども、本当に見直す必要があるかどうか、はっきりとここで答えいただきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほどの再質問に答弁しましたとおり、見直す時期に来ていると思っておりますし、その時期の委員会をどのように設置するかというのは、今後、内部で検討もしまして、皆様にもご相談したいと思いますが、そのような第三者を入れて検討する。また、

あらゆる情報を入手しながら、類似他自治体の状況も踏まえて、そのような見直しを図っていきたいと思います。

時期については、明白なお答えは控えさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 明確な答弁は差し控えてということなのですが、今先ほど私、数字を述べたけれども、年に特別職と議員の削減額が2,000万円、これを一気に取り戻そうと思えば、大変な額になるわけです。だから、定数についても、報酬、それから特別職の給与についても、例えば一気に戻すといっても一気に戻すのではなくて、段階的に年度を経て、5年なら5年をかけて、まず以前の数字に戻すとかという、そういう方法もあるわけです。そういうことからすると、やはりもう少し検討課題があると。それから、早く言うと2年ちょっと先になりますけれども、次期統一選挙があります。こういうことを迎えると、前の年に検討してすぐ結論という話はないんです。ちょうどいい時期なんです、今年から来年、この時期に見直しとか検討とか審議会をやらないと、簡単に結論はでない。だから、今はやるべきで、今が難しいとすれば、コロナとか災害があるから大変だと思うんですが、やはりそういう審議会を時間をかけてじっくりやると。そして、次回、次期の統一選挙前にきちんと結論を出すと。村民との対話も必要でしょう。

議会では、先ほど村長も言ったとおり、議会基本条例を自ら制定し、努力を続けているということでもありますけれども、それと現在は、その災害とか感染症対策、財政状況も厳しいということもあります。でも、これらは、災害でも何でも毎年起こり、繰り返し起こされることなんだと思うんです。これらも想定しながら、前提に置いて、その行政施策が展開されていくべきであるんだと私は思います。

当然、給与とか手当とか、本当にデリケートなものですが、日常、行政職務に専念している一線で努力されている職員の給与などの、そういうことを含む労働条件の向上とか緩和改善というのは、最優先にすべきことであります。そのために、先ほど述べたとおり、県人事委員会勧告を受入れ実施されており、職員の労働条件は、他の自治体と遜色ないものとなっております。それと、県内の多くの市町村は、郡内の棚倉町や埴町では、特別職と議員報酬の増減や期末手当の支給率は、職員との均衡を図るため、同時期に改定を行い、見直しがないされているわけです。公務員と違って、勧告を受けて改定するものではないけれども、その勧告の中は、やはり時の情勢を的確につかんで勧告なされているから、それを参考にして特別職とか議員の報酬の増減も含めてやると。だから、棚倉町、埴町は今般の期末手当の率を

下げています。職員に準じて下げています。だけれども、そこに持っていくためには、現在の鮫川村の特別職の給与、それから議員報酬がどの基準であるべきかということをはっきり決めておかないと、できれば毎年このような騒ぎがあるんです。職員は改善されるけれども特別職議員は、全然異動もない、改善もない、14年も前の給料ですよ。こういうことがあってはならない。やっぱり減らすのは簡単で喜ばれるかも分からないけれども、この辺はやはり時間をかけて、単年度で済む話ではないけれども、やはり次期、統一選挙に向けてきちんと見直すべきだと思うんです。これについて、もう一度、村長からご答弁をいただきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、報酬等の改定につきましては、やっぱり時間をかけないとならないというのは認識しております。

現在10人の議員定数等、方針におきましては現在10人で、なおかつ、12人から10人に削減された経過があります。議員発言で聞いたと思いますが、当時私も議員の中で、特別委員会の委員長をさせていただいて、2年間かかったんです。14回ぐらい特別委員会を開催して、様々な議論をしている中で、関わらせていただいた中で、定数、それから削減、さらには報酬はそのままという答申をして、村長に提出して現在に至るということでもあります。1回、2回の状況の会議の中で決定できるものではございませんし、まして、また、コロナと税収だけを言い訳にして手をつけずにいるというわけにはいきません。ですから、今後時間をかけて、あと民意を得られるためにも、状況の把握、最大限の努力をさせていただきながら、定数、報酬につきまして議論する委員会も立ち上げていきたいと思っております。

それと、当面16万1,000円という議員の、福島県ではワーストナンバー1番下であります。そういった中で、なかなかこの奉職に、今回の公営選挙もこのように改定されましたけれども、来年度中の議会では、条例案を出させていただきたいと思いますが、選挙の立候補しやすい環境が少しずつ整ってきておりますから。

そしてまた、大きな市は議員職一筋で、議員職だけで毎日議員活動しながらも、その生活を支えるだけの報酬が保たれておりますし、本村の場合にはそこまで至らないと思いますが、また報酬のその16万1,000円という金額が、果たして25%カットしたままの報酬の中で、これから議員のなり手がいるのかというところは、毎回の選挙のたびに強く感じるころでもありますし、あともう一つは、条例化すればできるんですけれども、政務調査費です。議員さんとして一生懸命勉強したいと、セミナー研修に行きたいと、先進地も行きたいと、委員会また個人でもそのような勉強したいという、そういった政務調査費を本当に、社会的

な大きな問題となって、領収書集めたという議会がどこかにありましたけれども、そういうことではなくて、一生懸命勉強する議員さんの費用は、公費できちんと賄えるような制度もこれから構築して、皆さんが村のために役立つ議員として勉強したいという方の費用負担は、これは当然、公がすべきところでありますので、そういったことも含めて今後議論していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 先ほど言ったとおり、あと2年ちょっと余りで、もう次期統一地方選挙になります。

やはり時間をかけて、きちんと考える必要があるんだと思うんです。「下げるのは簡単だけれども、上げるときは厳しいね」と、下げるときは住民の声を聴いた、そういう話はほとんど聞こえてこないんです。下げるときは格好よく下げて、上げるときは上げる手段を知らない。そんな話はない。やはり多様な住民の人たちが将来議員になりやすく、そして活動しやすくすること、そしてこれは持続的な地域民主主義の条件の第一です。これらに引っかけ、それが条件が整わないというのは情けないんです。幾ら過疎化になったとしても、財政が厳しくてあっても、将来に私たちは責任を持って仕事をしているわけですから、将来にわたってきちんとそれをつなぐ、安心して伝わるように、やはり努力すべきなのは、行政側も議員も当たり前なんです。それはその都度やるものではなくて、これは本当にデリケートなものなんですけれども、それをきちんとやっていただきたいということと、例えば審議会を設けるにしても、ただ単に一般の関心のない人を選んだのでは、全然進まないんです。議員経験者、行政経験者があったり、いろんな分野で関心のある人、例えば今日は傍聴者一人もいませんけれども、傍聴人も議会に関心のある人、こういう人の中から選んで、やはりきちんとした議論をやるべきだと、私は思います。

そういうことで、鮫川村の議会の地域民主主義、この条件をやはり次期統一選に向けて整えていくべきだと、私は思います。

もう一度、村長にご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほどからも、北條議員からは間違いなく、やっぱり村のために汗を流す方々の条件整備ですね、これは。ですから、そういった角度から検討していきたいと思っておりますし、私も16年間議員をさせていただいている中で、同等の思いもありましたが、当時

やっぱり30%を20%、25%削減には、この中の先輩議員さんいらっしゃいますけれども、その中で、やっぱりどなた一人もノーと言う方はいらっしゃいませんでした。

しかしながら、それが本則であったというのは、ずっと、他町村はすぐに時限立法で上げたんですけれども、この村はそのまま今日まで来てしまったと。それによってどのような立候補する環境が本当に奉仕の精神と言いますか、村をよくしたいという思いで奮い立って立候補されている方々ばかりでありますから、今後また、環境整備を整えるためにも、執行者としても襟を正しながら、検討を進めてまいりたいと思っております。統一地方選挙まで約2年ちょっとの時間がありますから、早急に取り組みをしながらも、皆さんと一緒に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 久しぶりに議長のほうから残り時間を提案されましたので、終わりたいと思いますが、私からの3点の質問、以上で終わりたいと思いますが、いずれも予算編成についても厳しい。これ誰しもが分かっていることですが、やはりその厳しいのは分かっているんだけど、具体的にどうするのかという部分では、もっと掘り下げた指示の仕方、やり方も含め、それからこの議員報償、特別職の給与も含めて、定数もそうなんです、やはり誰も携わりたくないんですね。「お前らばかりの給料を上げるとか、自分の条件ばかりよくする話ではないだろう」という話をよく聞きますけれども、ここはきちんと住民を説得し説明をしながら、やっぱり進めるべきなんだと、私は思います。

ぜひ、次回統一選挙まで2年ちょっとであります。こういうことを改善しながら、やっぱり行政の特別職、それから議員、職員一体となって、この鮫川村の危機を乗り越える、それをやっぱり必死になってやっていければと思います。そういうことをお話ししながら、私からの今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

私のほうからは、村長に1点、教育長に1点、計2点の質問をさせていただきます。
まず、1点目でございます。

本村の小学校、中学校、修明鮫川高の児童・生徒に支出している補助金について、本村の小学校、中学校、修明鮫川高校に在籍している子供たち子ども達に対して、村では入学祝金や通学支援金、修学旅行補助事業、能力検定受験促進事業など、その他様々な補助をしておりますが、この補助金は各学校に対してのものなのか、または子ども達個人に対してのものなのか、村長にお伺いいたします。

また、今後、子ども達の人数が減少傾向にある中、新たなる補助制度や現在の補助事業の一人当たりの増額があるのかも、併せてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森議員には、平素から教育関係の一般質問をしていただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、森隆之議員のご質問、児童・生徒に支出している補助金についてのお答えをいたします。

1つ目のご質問であります、補助金等の交付の相手方の説明と併せまして、通告にありました4つの事業についての制度について、概要を説明させていただきます。

1番目の入学金についてご説明を申し上げます。

これは、住民福祉課所管の事業でありまして、平成31年4月1日からの制度であります。正式名称は、子育て応援祝金であります。この祝い金を受注できる資格は、小学校、中学校の新1年生とその保護者が、ともに入学する日の1年以上前から本村に登録し、現に居住していることが必要であります。金額は、小・中学校ともに5万円、保護者の申請により、保護者に支給しております。

2番目に通学支援金であります。

ご承知のとおり、修明高校鮫川校に通学する生徒に対する支援と、鮫川村に住んでいる生徒が高等学校等に在学している場合に支援するものと、2種類の支援を行っております。いずれも、平成28年4月1日からの制度であります。

村外から鮫川高へ通学には月額9,000円、村内に在住の高校生に対しては月額1万円を交付しております。いずれも保護者に支給をしております。

3番目に、修学旅行に対する助成であります。

平成24年8月1日からの事業となっております。これは村内の小学校及び中学校が実施する修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に補助金を交付するものであります。が、手続の簡略

化の意味もあって、補助金の交付申請、受領等は修学旅行に参加する児童・生徒の在籍する学校長へ委任することとなっております。学校では、村からの補助金と保護者からの集金分を合わせて、旅行業者に支払っております。

補助する金額は、旅行する地方によって違いますが、5,000円から2万円としております。最後に、能力検定受験に関わる検定料の助成についてご説明を申し上げます。

この事業は、いわゆる英語検定、漢字検定、数学検定を受験する際に、検定料の8割を助成するものであります。平成28年4月1日からの事業であります。

この事業も、鮫川小学校、鮫川中学校の児童・生徒の保護者に交付するものでありますが、修学旅行の助成と同様に、学校長が受験者を取りまとめ、その都度、交付申請及び助成金の受領をしております。学校では、検定料の8割の村からの助成金と保護者から集金した2割を合わせて、検定協会に支払いをしております。

次に、新たな補助制度や現行の補助事業への増額に対する質問についてお答えいたします。

現在、各課におきまして、平成3年度の予算編成の作業に入っておりますので、それぞれの所属において新たな制度の増設や補助金の増額についての検討がなされているものと思っております。ただ、来年度予算の編成に当たっては、かなり困難が予想されます。新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、個人村民税や法人村民税等の減収、そして村の歳入の大半を占める地方交付税も減額が見込まれております。

このような状況下において、制度の新設や拡充は厳しいものがあるのではないかと考えておりますが、学校現場などからの要望も踏まえて、現行制度の改正も含めて、政策に反映できるものは反映させていきたいと考えております。

以上を申し上げ、2番、森隆之議員の1点目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

今の回答を聞いて、私、思うんですけれども、今回このような質問をなぜしたのかと申しますと、まず、その村で生まれた子ども、村で住んでいる子ども、今多様化の時代にあって、昔なら近くの小学校、近くの中学校に通うのが当然でございました。ただ、今は、近くの私立の中学校やら、何らかの事情でほかの中学校に行っている子ども達も数名いらっしゃいます。

その中で、やっぱりお父さん、お母さんが村に税金を納めている。子ども達は村に住んでいる。そういうときに、やっぱり子ども達一人一人に補助するべきものなの、公平な住民

サービスではないのかなということでお聞きしたんですけれども、この回答を聞いて、入学祝い金とか通学支援金は、個人に渡すということなんですけれども、修学旅行の補助とか検定料、これは国家資格ですね、検定料は学校長が取りまとめて学校にお支払いするということなんですけれども、やっぱりその点もちょっと個人的に、どんな子どもであっても、個人的に検定料を補助してあげたり、修学旅行もほかの学校でも行くべきものなので、そこも村内の子ども達と同等に支出してやるべきなのかなと、私は考えるんですけれども、村長の考えをお聞かせ願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問にお答をいたします。

この一般質問をお受けしまして、実際、実態が一体どうなっているのかということを担当課のほうでも調べていただきましたし、教育長、教育委員会のお考えのほうも打ち合わせをさせていただきました。現在のところ、本村の村民でも他町の中学校に、様々な事情がおありなんですけれども、通っている子どもが現在6名います。また、逆に、引っ越しはしてしまったんですけれども、子どもの就学を本村の小学校、中学校にという子ども達が、実際5名おります。

さて、その修学旅行の助成とか検定料の8割負担というものがどの程度になっているのかというのは、実際、他町村から村に通学している子達は、学校取りまとめて支援を講じておりますが、現状は、村から出た中学校に行かれている子ども達の支援はないのが実態であることが判明いたしました。村民であって、そして村の将来を担う子ども達が、どの環境下であっても、村から毎朝通学してバスに乗ったり、またご父兄の方が送っていったりということで、中学校に行かれている姿を思い浮かべるに当たって、これは村民ですから、きちんと同等の支援を講じるべきであるという話を、そのような方向で検討して、教育委員会でも打ち合わせをしたところであります。

新年度の予算に当然、反映できるものであります。ただ問題は、その申請を学校長がされるのか、ご父兄がされるのかというのは、今後、ご父兄が申請されるのが一番だなと思っておりますけれども、そういった要綱が定めてあるとすれば、要綱の変更も併せて、村から通っている子ども達の支援も併せて公平・公正に、新年度以降取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） 村の子ども達であれば、必ず平等に扱ってやるというのが最低条件な

ので、申請に当たっては、それはやっぱりお手数ですけども、ほかの学校に行っている子供達は、保護者の方が個人的に、自主的に申請をしてもらうという形で、村としては、そこは家庭の事情によって申請される方は申請してくださいと、そこは弾力性を持って自由でいいと思います。最低その条件だけは、横一律に整えていただきたいと思います。

また、村に来ている子、5名の子に関しては、いきなりそこで、ほかの子達と、あなた村に住んでいないから違うよということはいけないと思いますので、それはそれとして、将来、希望的観測を踏まえて、村で何らかのお仕事をしてもらうとか、村に携わってきてもらうという希望を込めて、現在の補助金の制度でいいとは、私は思います。

以上で、私の1点目の質問、終了させていただきます。

○議長（星 一彌君） では、森君、2問につきましては、休憩後に執り行うということで了解いただきたいと思います。

これで、13時まで休憩といたします。

（午前11時52分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） 午前に引き続きまして、午後2点目の質問をさせていただきます。

教育長にご質問させていただきます。

給食費の公会計化について。

給食を提供している公立学校を設置する全国の教育委員会のうち、給食費を地方自治体の会計に組み入れ、教員の徴収・管理の負担を減らす公会計化を実施しているのは、26%と少なく、今後導入を予定していない教育委員会は42.9%と、多い傾向にあります。そもそも中教審（中央教育審議会）は、2019年1月にまとめた働き方改革の方策で「給食費の管理は教員本来の仕事ではない」と指摘し、文科省は同年7月、全国の教育委員会に公会計化を求める通知を出しています。福島県を見ても、公会計化を予定していない教育委員会は64.6%と、高い数値になっております。鮫川村のお考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 午前中も村長からのお話がありましたが、森議員におかれましては、教育に関心を示していただいておりますことに、感謝申し上げます。

それでは、2番、森隆之議員の給食費の公会計化についてのご質問にお答えいたします。

小中学校の学校給食の公会計化につきましては、令和元年7月31日付文部科学省通知、学校給食等の徴収に関する公会計化等の推進について、教職員の負担軽減等の観点から、公会計制度を採用するとともに、徴収・管理を学校ではなくて、学校の設置者、つまり村になるかと思いますが、自らの業務として行うように要請されております。

このことを受けまして、昨年12月1日を基準日として行われた調査の結果が、今年11月初旬に新聞紙上で公表されております。

森議員のお話にありましたように、公会計化を実施している教育委員会は、全国で26%、今後導入する予定がない、その予定がない教育委員会は、全国で42.9%、福島県においては64.6%という高い結果でした。

この調査においての公会計化とは、1つ目に公の会計制度を導入していること。

2つ目に学校給食費の徴収・管理を地方公共団体自らの業務としていること、この両方を満たしているものとしております。

本村におきましては、現在、公の会計制度となる学校給食センター特別会計を設置しておりますが、給食費の徴収・管理については、村ではなくて学校長が行っており、また、未納者への督促等も学校が行っておりますので、全体としては公会計化は実施していないということになります。

また、今後の公会計化の予定につきましては、導入経費、あるいは運用経費が高額であったり、また、様々な状況から実施を予定していないと回答しております。

現在の本村の学校給食費の徴収の方法ですが、小学校入学時に保護者が学校の指定する金融機関に口座を開設して、中学校卒業まで、給食費を含め、教材費、学年費、生徒会費等の負担金を、学校長名の口座へ自動で振り替えられた中から、学校長が給食センターからの請求に応じて、児童・生徒及び教職員の給食費を一括して給食センターの特別会計に納入しております。

学校給食費を設置者である村が徴収するためには、事務増加に伴う人員の配置、給食管理システムの導入、住民基本台帳システムと児童・生徒の情報を連携するための就学事務シス

テムが必要となってきます。そのシステムに係る費用ですが、初期導入費を含めて初年度に318万7,000円、翌年以降は毎年94万5,000円となります。また、これとは別に、納入通知等にも経費がかかり、郵便料を除いて1件につき68円、年間13万7,000円ほどが見込まれます。

教職員の働き方改革、多忙化解消のためにもシステムを導入したいところですが、学校給食費以外の負担金の徴収も含めて、徴収事務の業務全体を改善する必要があること、そして、システム導入によるさらなる財政支出があることなどを考え合わせますと、今後、十分なやっぱり検討が必要であると思っております。

しかしながら、教職員の多忙化を解消して、教職員が子供と向き合う時間を確保するための働き方改革というのは、教職員にとっても子供たちにとっても、非常に大切だと思っております。

給食会計の公会計化につきましては、先ほど説明したように、運用するための経費が高額であり、導入が厳しい状況ですが、例えば、給食会計についてのみなんですが、学校を経由しないで直接給食センターに納入するような方法も考えて、少しでも教職員の手を煩わせないようなことを考えて、多忙化の解消のために業務内容の改善に向けた検討を進めていきたいと思っております。

最後になりますが、正直、なかなか進まないこの教職員の働き方改革に関心を寄せていただいて、学校や教職員の多忙化解消に目を向けてくださったことに感謝を申し上げて、2番、森隆之議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

経費がかかるということで、システムの経費は、これはもともとここがネックかなという形で、どこの市町村も教育委員会も問題点だと思うんですけども、これに関して新たに未納の場合の督促は、現在、校長先生が督促を出して徴収しているのか、もしくは給食センターのほうで督促しているのか、それを1点お聞かせ願いたいと思います。

あともう1点は、この公会計化にしないことによって、国や県からのペナルティーというか、そういうのはあるのかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ご質問ありがとうございます。

まず督促の件でございますが、現在はやはり学校のほうでお願いしているところです。学校長が通知等でお知らせをして催促をしているというようなところです。

それと2点目の公会計をしないことによるペナルティーですか、今のところそういった情報はありませんので、要請という形でありますので、本来、やるべきことではあると私自身思っておりますので、できる範囲内で、先ほど答弁いたしました、財政にも迷惑をかけないでできるようなところがあれば、そういったところも探りながら、教職員の多忙化解消に向けて業務を改善できたらいいかなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） そうですね、ペナルティーがないということではありますが、全く無視できないということで、これは基本的に先生方の働き方改革ということで、教員に迷惑をかけたくない、またお金でありますから、現金を扱わないにしろ、やっぱりお金を集めたり、払ったりするというのは相当なプレッシャーもあると思います。校長先生の負担にもなりますし、やっぱりそこは特別会計にしているのであれば、給食センターのほうで徴収して、再度、督促も給食センターのほうでやっていただければいいのかなと思います。

あと1点なんですけれども、納入する方法だけ給食会計に入れるということなんですけれども、経費がかかるとなれば、これは今、半額、給食費を助成しているわけです。なので、そっちに持っていくのであれば、その助成を若干削ってでも経費に回す方法と、まず1点なんです、あとは経費が今度はかかるんですけれども、給食費というのがあるから悪いんであって、全額給食費を補助すればお金が発生しないというのもあるんですけれども、この点に関しては、村長の理念でもございますし、給食に関しては半分負担ということであるので、ちょっと難しいかなと思うんですけれども、その点についてちょっと限られた予算の中でやらなきゃいけないとなると、補助を削ってそっちを運用費に回すという形になるのかなと思うんですけれども、教育長のお考えはどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） 再質問、ありがとうございます。

子育て支援とか少子化対策の一環として、半額補助とか、全額補助というところもあるわけですが、昨年の9月に村長が答弁しているかと思うんですが、全額負担につきましては、相当やはり慎重に議論していく必要があるのではないかと思っております。教育的配慮の点から、ある程度やっぱり保護者が負担するべきであるのかな。そうすることでやっぱり食べ物に対する感謝とか、親への感謝とか、給食に関わる全ての人たちへの感謝の心が育つのではないかとということで、やはり半額は負担していただくのがいいのかなというふうに思っ

おります。

それともう1点、その半額補助の中を減らして、その金額をシステム化のほうに使うのはどうかというようなご質問なんですけど、これにつきましてもやはり半額補助している意図はありますので、そのあたりを十分に考えて慎重に検討していく必要があるのかなというふうに思っております。ただ、現段階では半額補助は半額補助として、保護者の方に援助していくべきかなとは思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） そうですね、なかなかこれ難しい問題で、お金、財政がないところでどこからお金を持ってくるかというのが、取ったら減らされる。なかなか難しい問題だと思います。なので、お話を聞いていて、やっぱり現実味があるような方法としましては、給食会計だけ直接的にやるということで納入する方法が、今の段階では現実味がある方法なのかなという、お話を聞いていますので、それを含みつつ、ほかの方法があれば、今後なるべく近い将来、1年、2年以内ぐらいに、そちらの給食の会計のほうを見直ししていただければなと私的には思っておりますので、今後とも継続的にこちらのほうを考えていただいて、私の質問と代えさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 本定例会において、災害時の対処の考えと、環境整備について質問させていただきます。

まず1点目、災害時の対処の考えをお伺いします。

昨今の異常気象に伴う河川の氾濫や土砂災害時の対応、また新型コロナウイルス感染症患者が増加する中、これらの対策に配慮し、避難所開設、運営訓練、連絡網の徹底は大変重要なものがあると思いますが、現下の状況を踏まえての対応と対策の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、10番、宗田雅之議員の1点目のご質問、災害時の対応にお答え申し上げます。

ちょっと長い答弁になりますけれども、ご了承願いたいと思います。

平成22年9月に発行した鮫川村防災ハザードマップは、村民が素早く安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域を示し、さらに避難場所などの情報を地図上と一覧表にて明記したものであります。また、有事の際にお手元で確認できるように、鮫川村ふるさと四季カレンダーの巻末に、毎年掲載しているところでもあります。

令和元年10月12日に襲来した、令和元年東日本台風時の避難所の設営は、防災ハザードマップ避難所一覧から保健センター山王の里の2施設として、ひだまり荘は福祉避難所として位置づけ、防災無線にて早い時間からの自主避難の呼びかけを行いました。

本県と宮城県を中心とした記録的な大雨により、本村の河川が氾濫し、道路が冠水するほか、保健センターを囲むように流れる2級河川でもある鮫川の水位が上昇して、保健センター敷地内への浸水の危険性があるのではないかと懸念されたことから、令和元年10月23日に開催した行政区地域懇談会を含めた会議等において、避難所選定の見直しを打ち出すことといたしました。

この会議の中で、行政区の区長、副区長、消防団の分団幹部及び役場職員で構成する災害対策現地警備組織については、これまでに配置されることがなかったために、迅速に、また組織的に災害対応に取り組むための、第1回災害対策現地警備組織の前打合せ会を令和2年7月28日に開催しており、避難者の誘導、災害に備える上での連携について協議をいただいております。

次に、第2回災害対策現地警備組織の事前打合せは、昨年10月5日に開催しております。行政区長、副区長を対象に、災害発生後の組織設営は村からの連絡によるものとして、連絡系統、各区長、各副区長の役割を明確にし、被災時間帯前の避難所設営ケースを想定しながら、組織としての運営をご理解いただけるよう、各行政区、集落センター等における避難所開設の流れなどをご説明いたしましたところであります。

避難所の設営は、災害対策本部会議の中で、災害の規模や状況によって安全性の高い施設を決定する考えであります。行政区の集落センター等は、新型コロナウイルス対応臨時交付金事業により、避難所機能を高めておりますが、開設する上での本格的な協議は、本年より始めたところであり、詳細協議を重ねていかなければならないと考えております。

次に、コロナ禍における避難所開設、運営訓練、連絡網の徹底などの対応についてお答え

をいたします。

平成21年6月、鮫川村地域防災計画を策定し、この計画を基に平成25年6月、鮫川村福祉避難所設営マニュアルも策定しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、避難所に避難者が集まることで、密閉、密集、密接の状況が生じることが懸念されていることから、国の避難所開設運営訓練ガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設運営方針を追記し、避難所及び避難先における感染症対策の徹底を明文化いたしました。

運営方針は5つの基本的な考え方を柱に、避難所における感染症対策を徹底することに努める考えであります。

1つ目は、避難所の過密状態防止、2つ目は、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底、3つ目は、避難所スペース及び新たな避難先の確保、4つ、避難者自身による感染予防、感染拡大防止措置の理解と協力、5つ目は、発熱、咳などの症状のある方や、感染が疑われる避難者への適切な対応などを掲げました。この基本的な方針に沿って、様々な視点から想定されることを適切に対応していかなければならないと考えております。

次に、1人暮らしの高齢者や高齢世帯、また障害のある方、妊産婦等、要配慮者で避難に時間を要し、自力で安全な場所へ避難することが困難な方や、自宅が河川の近くにあり、浸水や土砂災害など危険性が高い地区にお住いの方については、避難所利用の有無の確認をいたします。

このような要配慮者につきましては、平常時から民生委員さんの協力をいただきながら、地域の要配慮者の状況の把握を行うとともに、災害時には災害時要援護者避難確認シートにより、訪問や電話などで避難の有無について調査を行い、その結果を地区の民生委員さんから住民福祉課に報告をしていただくこととしています。

また、自力で避難所に行けない方などの把握及び災害時等の支援実施に活用できるよう、避難行動要支援者名簿を作成して、行政や消防団員、行政区などの連携を円滑にして、村民の安全を確保する体制づくりに努めてまいります。

次に、コロナ禍における避難所設営ですが、さっき説明しました防災ハザードマップ避難所一覧及び被災時間ごとの避難所開設ケースに基づき、避難所の開設を2か所の場合と、3か所の場合に想定した職員の配置をあらかじめ行い、開設とともに早急に対応できる準備をしております。担当職員は避難所での役割を記載し、それぞれの役割の中で留意すべき感染予防について明記したマニュアルを配布することで、避難者及び対応する職員の

感染防止予防に努めるよう配慮しています。

また、避難所ごとに非接触体温計やアルコール消毒液等の感染症予防の資材をまとめたケースを準備して、開設時に持参できるようにしてあります。さらに、感染症にも対応した健康チェック表を受付時と受付用と日課用、送迎時用の3種類を作成し、避難者の健康管理に努める準備をしているところであります。このチェック表により、誰もが対応できるように努めてまいります。避難生活が長期になる場合の健康管理については、村診療所と連携し、医師や看護師の巡回往診や訪問看護を依頼して、協力体制を強化することとしています。

次に、避難訓練等の対応についての質問ですが、平成28年9月25日に、県南地方総合防災訓練に合わせて避難行動要支援者避難訓練を実施した経過があります。避難訓練については、白河管内9市町村で毎年開催しているもので、令和2年度は去る8月6日に、矢吹町におきまして災害時の避難所開設、運営に関わる職員説明会が開催され、総務課防災担当職員と、住民福祉課健康係職員が説明に参加し、避難所開設に関わる設置、運営時の流れや、感染症が疑われる方への対応などを学習し、職員へ伝達し、情報共有に努めました。

これを受けて避難所開設等の実施について、業務を進めてまいりましたが、今年は幸いに台風や豪雨時の襲来がありませんでした。しかしながら襲来がなかったとはいえ、平常時から災害予防、災害応急対策を実施し、さらに行政や民生委員、消防団員、行政区等が連携をして情報を共有し、村民の命を災害から守るための危機管理対策に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、1番目の宗田議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 昨今、香川県坂出市の沖合で、小学生52人を含め、合わせて62人が乗った海上タクシーが漂流物に衝突し、浸水、沈没した事案は皆さんもご承知のとおりだと思います。これは幸いにして被害者誰も出さない、病院に3人だけ運ばれた事案でございます。聞くところによりますと、この事故に対応してのシミュレーションがきちんと学校関係でやっていたとのことでもあります。

これの反面、村、東野地区で緊急要請をしたところ、大体15分から20分で着くところ、1時間以上の時間を要して現場に到着した事案、こういうのもありました。これは、本当の緊急のプロ中のプロがそういう事態を引き起こした事案であります。この2件の事案を確認しますと、いかに平日頃のシミュレーション、勉強が大事かという思いが認識されます。

そこで、先ほど村長が答弁ございました、区長、行政区長、民生委員、消防団、これらの

事に当たっての現地の確認、家族構成、そういう勉強、そういう事案に対する教育というのは、本当に1分1秒を争う災害に対して対応が大事だと思いますが、そういう対応、勉強をしているか、していないか、お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 緊急時の各種団体、さらには村が委嘱をしております民生委員の方々の勉強をしているか、否かということではありますが、今年の台風19号、避難所の設営をいたしました。そのときの消防団の組織力の連携の強さ、そしてまた、民生委員の方々の、日頃からの介護を要する方々とか、社会的弱者と言われる要配慮者の方々のデータをお持ちであったということもあって、災害時の各団体の各委員、組織の日頃からの対応につきましては、100%まで充実しているとは言えないかもしれませんが、ほぼ訓練といいますか、日頃から申し合わせがされているところであります。

昨年、幸いにも避難所の設営が明るいうちにできて、午前2時頃には全ての方が避難できたということもあって、夜間になっての避難者がなくて、幸いにも村民の命が守れたわけですが、昨年の場合には全く水害、豪雨、300ミリから渡瀬、青生野地区はそれ以上降ったのであろうと想定されますが、豪雨の避難所開設でありましたが、私が一番懸念しているのは、大型台風もそうですけれども、3.11のような、あれ以上の大型地震であります。これは川の流域とは関わらず、様々な急傾斜を持っている雨と地震、これでは大変な全村民に被害が生じるということもあって、大雨豪雨と、それから大地震とによって避難所の設備が変わります。ですから、そのところを重ねている避難所設営の地域防災組織の中で、各区長さん、あと消防団員の方々にも、避難所の設営の場所を、安全な場所、その指定、それからもう一つは、マニュアル化して村民には周知していただかななくてはならないのは、避難所に行くばかりが避難先でないということでもあります。親戚、安全なおうち、近くの避難所を見つけておいていただくと、避難所まで移動する際に災害に遭ってしまったということはありません。ですから、自分のうちがいかなる条件で危険性があるのかということ、県から出された黄色いシート、あそこでもチェックしていただくようになっておりますが、各戸が自分のうちの危険性をチェックしていただいて、そして、最大の被害が来たときには、どこに逃げればいいのかというところをきちんと見つけておいていただくのも、一つの避難方法であります。

前回、台風19号の後で、もう一度災害が起きましたけれども、このときには避難所設営しませんでした。19号のときの体験が、住民の方に、避難所まで行かなくても近くの安全な場

所、安全な親戚の家に避難していただいた方、何人もいらっしゃいますから、そういったところまで含めて、日頃からの訓練と、それからマニュアルも大変生きるのがありますが、各々の危機管理意識を持っていただくような、そのような住民への啓蒙をこれから重ねてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 私がこの質問をしたのは、ある地域で、うちのほうの民生委員、またはこれ区長が推薦して民生委員出すんでしょうけれども、あと村の職員が、各地域に、各区に2名ずつですか、今配置されているの。この方が本当に地域を認知しているのかなという心配が、相当ご意見が出ました。そういう災害時に、1分1秒を争うときに、私らは商売上、村は大体知っているつもりですけれども、まだまだ職員だとか、ましてや今、村職員も村外から相当入っている方が多いと思うんです。だからそういう勉強というのは、常日頃していかないと、マニュアル、ハザードマップ、これは確かに大事なことだろうと思いますが、ただこれを正確に応用できなかつたら、ただの絵に描いた餅になっちゃうんじゃないかと私は思います。だからそういう常日頃の勉強、ぜひとも村職員にも、行政区にも要請してやっていただけるようお願いしていただきたいと思いますが、村長どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 地域防災組織の村担当職員、2名ずつ配置をしております。この2名の選択というのは、まず災害が起きたときに、役場の災害対策本部の機能に従事する職員は中心にいと、それであとそれ以外の職員の中でも、その地域が分かる職員が最低まず1人、あと中堅職員でその地域、地域の地理が分かる職員が1人です。あとできれば再度そこに準じて地域が分かる職員を張りつけたいところなんです、ご指摘のとおり本村出身の職員ばかりいませんから、そこにはやっぱり村外の、近くの村外の職員も配置しておりますが、ただ役場に向かう途中、非常に長い距離を通勤しなくてはならない職員もおりますから、そういった職員さん方は配置から外れているようでもあります。

そしてもう一つ大事なことは、やはり職員であれば、地域の名前とか、幾ら村出身でなくても、あっても、地域の名前とか、大字、小字区の名前をやっぱり把握しておかなくてはなりません。ですから、逆に村にゆかりのない職員であっても、そこに配置して常々指示しております。区長様に電話して大雨が降った後で何か不都合なことはありませんでしたかというような連絡を、常々取っていただくように指示しておりますから、村外の職員であるから

村の中が分からないんじゃないなくて、分かっていたりするような組織にしたいと思っております。いずれここで重要なポストで、課長になったり、管理職になったりで仕事をするような職員でありますから、小字、大字名言って、小字名言って何の誰さん、どこにいる方と分かるぐらいまでやっぱり努力してもらわないと、非常時には役に立ちませんので、その辺の指導も併せて徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 地域の職員、その東野区なら東野区、富田なら富田区、中野区なら中野区の職員が、実際のところその地域の全貌というのかな、それを知っている職員は、実際のところ村長どの程度知っているか認識できますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） パーセントはちょっと分かりませんが、中堅職員以下、特に業務に関わる、例えば農業関係とか、地域整備課関係等に関われば、現場にも行くようなこともあるかと思っておりますけれども、8割以上の方は、まだ入所して1年の方はまだ現場に行っていない職員も実際おりますけれども、やっぱり仕事の業務によっては現場にも行きます。個人の村民の方とも接し方もあるかと思いますが、8割以上の方は地域のことはほぼ分かっているのかなと思いますが、今後またやっぱり当初議員が言われた災害時のとき1時間以上かかったというのは、やはり今の防災システムが白河広域本部に行ってしまった、携帯発信したところに行ってしまったということもありますから、その辺も緊急の場合に防災システムの通報が、その場所の特定ができない状況に、今残念なことにそういうシステムになっておりますから、それはそれとして、職員の村の熟知度何パーセントあるかはちょっと把握できていませんが、できるだけ先ほど申しましたように、本村の住民の福祉の向上、それから産業の振興、教育、様々な業務に当たっている以上は、地区、地区の状況を把握できるように努力してくれるように、なお指示をしていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、1時間以上の話が出たから、再度これ、私個人情報とか、個人のプライバシーにも関わる問題でございますから、この方は1時間以上かかった方なんですけれども、これは村出身の方です。そういう方が実際のところ、そういう状態に陥っちゃうんです。結局、平日頃やっぱり頭に認識していないと、昼中なら隣近所聞いていけるんですけども、夜夜中にそういう災害時だとか発生した場合は、本当迷子になっちゃうんだよね。

いろいろなジレンマもあるでしょうから、だからそういう状態に陥らないように、各職員ばかりじゃなくて、消防団ももちろんそうなんですけれども、団員もそうなんですけれど、学校を出て就職して、そして、学校も大体村にないですから、みんな村外に行っちゃうし、村のつながりというのはほとんど希薄なんです。だからそういう地域の実情だとか、場所の勉強なんかはほとんどやっていない状態、恐らく私をはじめ、私も商売やっていなかったら、村なんて本当に分からないし、だからそういう知識を頭に常日頃詰め込んでおいてもらわないと、災害時に何かあったときには手遅れになるということだから、ぜひとも今後教育をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目に入ります。

環境整備についてお伺いします。

村所有の建物、旧母子センターなどが老朽化しており、今後どのように対処していくのか、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 宗田議員の2点目のご質問、環境整備にお答えを申し上げたいと思います。

公共施設等の老朽化対策は、本村はもとより全国的に大きな課題となっております。平成25年11月に国土交通省が、インフラの戦略的な維持管理、更新を推進するため、インフラ長寿命化基本計画を策定しております。地方公共団体においても、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっていることから、総務省から地方公共団体に対して、平成26年4月に公共施設等総合管理計画の策定要請がなされました。これを受け、本村では、平成29年3月に、鮫川村公共施設等総合管理計画を策定公表しております。

本計画は、村が所有する財産のうち、全ての公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とする全体の状況を把握し、中期的な取組の方向性を明らかにし、各施設の状況や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるものであります。計画に含まれていない施設においても、計画期間内に見直しを行うとしております。さらに、鮫川村公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を今年度から策定すること

としております。村が所有する109施設をグループ分けし、17の個別施設計画の策定を進めるために、調査分析業務を開始しております。

こうした個別施設計画を参考にして、長寿命化対策の必要性などを総合的に勘案し、公有施設整備基金など各種財源を活用しながら、優先度や必要性に応じた修繕を計画的に行い、適切な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、宗田議員からの2点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これ建物もそうなんですけれども、中に入っているもの、この管理、現状、これ一番の管理責任者村長で、その他副村長、担当課長に入ってくるんだろーと思っておりますけれども、その中の現状だとか、各資材置場の母子センターの一例を出しましたんですけれども、資材置場などの管理というのは、これはやっているのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在ある各施設の中には、間違いなく村の備品等々、例えば書類等も入っておりますので、様々な財産管理は、今先ほど述べたような個別計画の中でも、何がどのように管理されているかというのは、担当課で把握している状況であります。

なお、その状況の管理の方法につきましては、担当課長よりご説明申し上げたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤利己君。

○総務課長（斉藤利己君） 母子センターにつきましては、中に資材が入っております。3.11の震災後に住民からご寄附いただいた毛布とか、いろいろな資材が入っていて、各施設等で、旧母子センターの施設内に物を置かせてくれといった要望にも応えて、あの施設を使っていたりしております。あと、各担当課で管理している資材置場におきましても、各担当課の責任におきまして、適切に管理を行っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） その管理は大体何か月に1回ぐらいやっているのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（斉藤利己君） 管理につきましては、その担当課のほうに任せて適切に行ってもらっているところですので、特に何か月単位とかいうことは、その担当課が決めてあります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） それでは、通称官沢入口、大塩官沢入口ありますよね、あそこから

入って行って、左側に村の資材置場があります。現状を最近見ているのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 私、あの路線何度も通っております。昨日、おとといも通りました。

U字溝、それからあと道路工事で出たU字溝の蓋、二次製品が置いてあります。ただ、今のところは草が枯れたのでよく見えますけれども、多分あの状態では、真夏は多分ツタ草が覆いかぶさっている状況にあるかと思えます。入り口はロープといいますか、封はされておるようではありますが、資材置場として土木、二次製品の資材が積み重なっております、あの資材は材料支給としてU字溝、ヒューム管が、村民が使いたいというときにも提供している資材でありますので、そのような状況であります。決して整然としてきちんとなっている状況ではないとは認識しております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田議員。

○10番（宗田雅之君） 今、答弁いただいたんですけれども、実際のところ、あれU字溝置いてあって、以前はきちんと塀が倒れていなかったですよ。きれいに危なくないように、中に入られないように、きちんと恐らく施錠もしてあったかな、当時はね、ちょっと忘れましたがけれども。それが全然今なっていない、そういう状態であります。

特に今小さい子どもは、中学生も小学生も大体バスで通学しているから、そんなにあそこだけたむろするとかという状態ではないと思えますけれども、万が一ああいう状態で子どもが入って物が落ちたらというと、これ本当に行政の大失態になるんです。だからそういうのをきちんと、村長のほうから管理責任者ですから、課長に、課長というと大変課長らに申し訳ないけれども、担当職員に指導して徹底するようにお願いします。

それと以前、旧診療所の脇の書庫、これ以前の前村長のときに、私も一般質問したことあるんですけれども、あそこは旧こどもセンターに書庫をつくるときに、雨漏りするから向こうに持っていくんだという当座、そういう答弁があったように記憶しております。現状、あの状態でまだ移動しないというのは、何か雨漏りはしていないのでしょうか。

○村長（関根政雄君） 旧診療所ですね、奥の建物、状況ちょっと担当課長から。雨漏り関係ですね、答弁させます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤君。

○総務課長（斉藤利己君） 旧診療所の、今倉庫で使っている施設ではありますが、確かに議員ご指摘のとおり以前、雨漏りがひどくて、大事なものを移したという経緯は確かにございま

す。ただ、今現在、雨が影響はないところで物を置いておけるものですから、影響があるところのものは全部移動しまして、影響がない範囲で使っております。ただ、そのものも常に恒常的に使うようなものでなくて、村のほうで保管をしまして、必要なことがあったときには見に行くという書類等がありますので、従来と変わらず、そこに保管して管理しているところであります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） やっぱりこういう施設の管理というのは大事なんだよね。要らないものは早く撤去するべきだし、保管庫だって向こうにきちんとできているわけですから、行政の書類というのは、恐らく何十年保管していきやいけないのか、それまではちょっと調べていないから分からないですけども、あと、向こうの旧こどもセンターの施設だって、実際のところ、あそこのオーゼキさんに機械を入れるのに貸しておるんですよ。あれだって、実際のところオーゼキさんと、機械の使用状況だとか運用だとか、要らないのか、そういうのというのも、お話し合いというのをしているんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今言われたのは、旧保育所ね。保育所は改修をしまして、あの中に私もちょっと把握しておりませんが、今でもオーゼキさんの入っているんですか。じゃ、どうぞ、担当課長。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤君。

○総務課長（斉藤利己君） 鮫保の、もともと鮫保として使っていた施設の部分に鮫川器機の機械が置かせてほしいという依頼を受けて置いていたわけですが、現在も継続して鮫川器機さんへお貸ししている状況です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今後も、きちんとした管理をして、これ財政的にも大変なときですから、そういう管理体制をきちんとしていただくことをお願いいたしまして、質問といたします。

ありがとうございました。

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治。12月の定例議会で一般質問をしたいと思います。

まず、今回、一つの項目だけについてなんですが、今年度の水稲の作付けについて、病害虫発生のお米被害軽減対策の実施についてということで、村長にお尋ねをしたいと思います。

我が村の基幹産業である稲作について、天候不順の中での稲の生育でありましたが、今年は例年になく水稲へのカメムシ被害による規格外米の発生が多く、出荷検査の障害になっております。被害米の除去をしないと等級外という現状にありました。

また、折からの新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食、店舗等での営業自粛で、米需要の落ち込みにより米価は前年より大幅に下落しており、規格外米価格は1俵当たり三、四千円というような状況で、選別をしないと出荷できないような状況でありました。また、新たに選別機の使用代金と運搬費等で2,000円から2,500円の1俵当たりの新たな支出となります。1等や2等米としての再検査買入れとなるような現況にあります。

被害米発生防止策は、出穂期以降の防除をすることですが、農業従事者の高齢化に伴い防除作業が難しいし、次年度以降、村内での被害拡大が懸念されます。

実際、今年度、ある地区では大部分が被害米ということがありました。2回ほど防除した方については1等米が出たというような状況でありましたが、そういった状況であります。それで被害米除去作業機をもみすり機とセットで設置すると効率的な除去作業を実施ができますので、機械については高額のためなかなか導入できないもみ調整業者等もおりますので、次年度の村内の水田作付け耕作維持のために、何か助成いただけないかをお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、1番、関根浩治議員のご質問に対しましてお答えを申し上げます。

農林水産省発表の10月15日現在、福島県における稲の作況指数は、やや良の102でありました。東日本においては全もみ数が確保され、登熟も順調に推移したことから、作柄が平年を上回ったとの結果でありました。また、東海から西では、トビイロウンカの被害と登熟期の日照不足、九州地方の台風被害によって作柄が平年を下回り、全国では昨年並みの99でありました。福島県では、6月中旬からの時点から斑点米カメムシ類の発生が多く見られ、7

月16日の令和2年度病害虫発生予察情報において、注意報が出されるなど、カメムシの防除対策について注意喚起がなされたところでもあります。

本村においても斑点米カメムシ類の発生が平年より高い状況で、カメムシ類による被害を受けた米により規格外が多く出ております。その対応策として、集荷業者や乾燥調整業者において、規格外から等級への格付されるように米の色彩選別を行い、被害粒を除去するなどの努力も見受けられました。

本村でも農薬の使用を抑えた安心・安全な農産物の生産振興策として、平成26年度に米の色彩選別機を導入して、米の等級が下がらないような対策を継続して講じてきたところでもあります。

しかし、今年は例年と違う気温の変化等によって、水田の畦畔の草の伸びも多く、草刈りの時期とカメムシの発生時期が違ったことにより、早生系の品種に多くの被害が見られております。また、耕作放棄地の増加やWCS飼料米の作付けが増えたことによって、カメムシの防除が行われずに被害が拡大していると思われまます。今年度の色彩選別機の利用状況を見ても、昨年の約1,700袋に対して4,000袋以上と、2.5倍以上の増加であります。

関根浩治議員おただしのもみ調整業者への助成についてであります。国・県における補助事業でも主食用米に対する購入助成制度がなく、村の財源にも余裕がないことから、現実的には困難と思われまます。また、コロナ禍における主食用米の在庫が増える中で、水田作付け耕作維持のために中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能維持交付金などを活用し、耕作の維持を図っていただければと考える次第であります。

また、本定例会における補正予算の中にも、意欲のある農家等への機械施設整備等の助成制度も新たに盛り込んでありますので、これらの活用も検討していただきたいと考えております。

以上、1番、関根浩治議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 今年度、そういった悪条件の中から、やはり被害粒が大規模に発生したということで、特に以前は久慈川沿線がかなりひどかったんですが、それがどういう関係か移動してきて、特に南部のほうに今年は被害が集中しているようです。恐らく次年度、村内でほとんど大部分の地区がそういうことになるのではないかと懸念されるわけなんです。農業従事者、県の平均従事者が69.3歳ということで、約70歳の方がほとんど第一線でされている年齢層なんです。センサスで調査したところ。鮫川もそれ以上に現況は厳しいものがあ

ります。

先ほどお話ししましたように、2回、出穂後防除すればいいわけなのですが、なかなか重い機械を背負って、暑い中防除するというのは、なかなか困難な作業でもあります。そういうことで、一部無人ヘリ、ドローンですね。そういったもので防除した方は全然出なかったという、それも2回実施したということなのですが、そういう防除方法も考えられますけれども、先ほどお話ししましたように高齢化になって、なかなか大変だという、それで価格もかなり、在庫も昨年産米の在庫、そして、今年の在庫、来年度全体的に作付けを減らそうというか、作付けを餌米とかWCSとか、そういった方向に転換していただくというような全国的な流れになって、鮫川にも本年度作付けよりも約10町歩ほど、199ヘクタールというような目標、目安の数値が発表されております。

そういったこともありまして、来年度こんなに被害もある、米も安いということで、もう既に作付しないというような話もちらほら、そっちこっちから出ておりますので、やはり村内の景観、この美田を守るためには、何かの方策をしてあげなければならないような現況にあると思いますので、県のほうのいろんな補助等ありますけれども、できれば、そういった調整組合みたいな大規模な村内の特定の業者さんの集まりの中に少しでも助成していただいて、設置できて、来年度の営農が何とか希望を持って米の作付けができるような方策を考えていただけないでしょうか。そういうことで村長、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 米のまず今年度の下落、それに加えて、1反歩当たり1俵半取れ足りないという状況、さらに本村においては、平場と違って、中山間で非常に日光、日が当たらない中山間での作付けでのカメムシの被害というところで、ダブルの被害、うちの村にとってみれば、本当にトリプルですね、そういった被害を被って、1俵当たり3,000円、4,000円と、平成27年度に被害を被った同等の被害であるということは認識しております。これにつきましての支援策は、7番の関根英也議員の一般質問でご答弁をさせていただきますが、やっぱり来年度以降も耕作意欲をなくしたでは、本村の水田を守る、里山を守る、環境を、耕作放棄地をこれ以上増やさないためにも、村独自の施策をしなくてはならないと思って、今回補正予算に計上をさせていただきました。

また、浩治議員のほうからも色選、1袋業者に頼んで持って帰ってくると500円かかるんだそうです。村では250円で村の機械で色選をしていただいておりますが、持って行って帰

ってくると、1俵当たり1,000円色選だけでかかると、しかしながら1等米にはまだ到達しない、2等米で終わってしまうという状況らしいですから、そういったことも鑑みて、今回の米価の下落と、それからカメムシと、あと減収策に対して、村でも支援策を講じているところでもあります。

今回、補正予算に出させていただきました、作業用の機械への修繕策の上限30万円という支援策は、後ほどまた詳しく7番議員の中でお答えをさせていただきますが、私はいつもこの鮫川原風景を守ってもらっているのは、まさに畜産であったり、農業の方々だと常々思っておりますから、水田の整然と畦畔が刈られて、そして、田んぼが植えられて、水害にも大きなダムとして、田んぼは水害を守ってくれる大変なダムの力を発揮して、そして、秋には黄金の実りを加えるということで、景観を守る上でも大事な産業の一つでありますから、今後また、それとあと担い手ですね、担い手の方々への支援、今、ドローンという話が出ましたけれど、やっぱりスマート農業、これからスマート農業に対しても国・県の支援策も合わせて、村としても支援策を、集落営農も含めてしていきたいなと思っております。詳しくは、支援策につきましては、また英也議員の答弁にお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） そういうことで、特に村では数少ない担い手さんや、あるいは認定農業者の方々も数少ないわけでありますから、そういったことで、その人たちにおんぶにだっこできるうちはいいでしょうけれども、これができないようになっては、後から大きな対策を打たないと大変な状況になりますので、小さなうちから少しずつできる限りの範囲内でお手伝いできればよいと考えておりますので、いろいろとご検討いただいて、次年度安心して営農ができるようにご配慮いただきたいと思います。

よろしくご検討いただきたいと思います。本当にありがとうございました。

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

〔7番 関根英也君 登壇〕

○7番（関根英也君） 7番、関根英也でございます。

今回、1問だけ質問させていただきます。

まずは、コロナ禍により被害が大きい農業・農家への支援策についてお伺いをいたします。今年の春から続く、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、国や県は様々な対策を

実施してまいりました。その影響は、国民への移動自粛要請による外食需要の激減、直売所などの売上げ減少や学校の臨時休校による学校給食の休止などに及んでおります。

その結果、農畜産物の価格が急落するなど、農家経営は大変厳しい状況下にあります。

村はこれまで、国の臨時交付金を財源として、二度にわたり補正予算を組んでまいりましたが、農業・農家支援策はほとんど講じられておりません。

村の基幹産業である農業・農家の危機は、食の地産地消の衰退、自然環境の荒廃、そして地域経済の衰退、さらには集落共同体や伝統文化の衰退につながるものであり、行政の支援は必要不可欠であると考えております。村長の所信をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 先ほどの1番、関根議員、また、7番、関根英也議員にも、度々農業行政の一般質問をしていただいて、御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、関根英也議員のご質問に対しましてお答えをいたします。

これまでの議会におきまして、関根英也議員からは度々の同等のご質問をいただいている内容であります。村の新型コロナウイルスの経済支援として、全国民が少なからずとも経済の影響を受けていることを鑑み、村民全員に対する支援として、村民1人当たり1万円の商品券を交付する地域げんき商品券事業を2回にわたり実施し、村民1人当たり2万円の交付を行ってきたところであります。

新型コロナ感染症による経済活動の低迷もあり、消費喚起を図ること、また、各家庭の経済支援を目的として実施してまいりました。

本村では、新型コロナの感染が出始めてから、1月以降5月までの間に農産物の出荷額の下落への影響はあったものの、売上げ下落の大きかった野菜や花を生産する施設園芸農家が少ないために、農家に限定した対策についてはすぐに行わずに、今後の経済的な影響も含めて検討を進めてきたものであります。

本定例議会に農家への支援策として、主食用米の消費が伸び悩むことによって米の取引価格が下がっていることから、主食用米生産農家へ、10アール当たり5,000円を交付する予定であります。また、次年度への生産意欲を拡大させるために、私が先ほど申しましたカMEM

シの対策、それから減収、これも踏まえて、10アール当たり5,000円を上乗せして、合計1反歩当たり10万円を交付する予算を計上いたしましたので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、先ほどの関根浩治議員の答弁にもありましたように、意欲ある農家への機械施設整備費の補助制度も新設した次第でありますので、これにつきましても補正予算に計上いたしました。ご審議くださいますようお願い申し上げます、7番、関根英也議員のご質問への答弁とさせていただきます。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ちょっと私、答弁が間違ったようでありますので、訂正させていただきます。

主食用米生産農家へ10アール当たり5,000円を交付いたす予定であります。また、次年度への生産意欲を拡大させるために10アール当たり5,000円を上乗せして、1反歩当たり1万円です、すみません、訂正します。1万円を交付する予算を計上いたしましたので、ご審議くださるようお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 答弁をいただきました。

10アール当たり1万円の助成と。これは主食用米だと思いましたが、これは農家の大小を問わず、主食用米を栽培した全農家対象ということで理解してよろしいでしょうか。

もう一つお伺いします。

2点目は、この1万円を助成する上限は設定しないと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実は、自家用米として、小野町は10アールを最初から引いて交付している5,000円なんだそうです。上限は設定しないという条件なんですが、本村の中で耕作しているか否かという条件につきましては、詳しく担当農林課長のほうから、この1万円交付の内訳、条件、それと、先ほど私が答弁しました機械の修繕費という、その内容につきましても、併せて答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長でございます。

ただいま村長が説明いたしました、まず、主食用米農家への支援の内容でございます。

平成26年度にも米価下落で支援をしたかと思いますが、そのときも10アール当たりの控除はしていなかったというふうに思いますので、それと同じように、主食用米を生産した面積に対して、1反歩当たり1万円の交付をする予定で計画をしております。

また、上限額の設定ですが、他市町村によりますと30万円というような枠を設けているかと思いますが、本村においては、今のところ上限の設定をする予定はございません。

続きまして、意欲ある農家への機械施設整備費の補助制度ですが、持続化給付のためのJA窓口での資金の借入れとか交付とか、そういう部分では、今回、色彩選別機については該当はなかったかと思いますが。それ以外に、新しい機械でも中古の機械でも、今後、営農を継続していきたいという農家が機械を更新をするに当たって、ある程度一定の計画を立てた上で、機械購入の2分の1、上限30万円で交付するというふうな形で補助制度を新設したいということで、今回補正予算のほうに計上させていただいております。

色彩選別機、実際入れますと300万から400万となるかと思いますが。そのうちの30万円の助成というふうになるかと思いますが、その辺も、今後の営農計画も含めて審査した上で交付をするというふうな計画でおりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） それでは、主食用米を生産した農家には全面積、それから上限は設けない、そういうことで、じゃ、理解します。

それで、村長も十分に今年の作柄など調べて分かっていると思いますが、この作柄から取引価格の状況等について村でも調査をしていると思います。それについて、ちょっと教えていただきたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） JAの価格も、それからまた市場の主食用米の価格につきましては、担当課が調べまして、当初600円前後だという話は聞いておったんですが、どんどんと時期がずれ込むと1,000円から1,000円以上になってきてしまっている状況がありますから、そちらについても、調べている内容につきましては担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

今年度、JAでの概算米の価格でございます。

まず、銘柄と等級ごとにご説明いたします。

まず、コシヒカリですが、1等米1万1,800円、60キロ当たりの価格となります。2等で1万1,200円、3等で1万200円。続きまして、ひとめぼれですが、1等で1万1,400円、2等で1万800円、3等で9,800円。あと、天のつぶですと1万1,000円、1万400円、9,400円。あとチヨニシキで1万100円、2等で9,500円、3等8,500というふうな価格で、今のところ概算での取引をしているということでもあります。

また、そのほかJAと大楽米肥店とありますが、大体同じような価格での取引ということで伺ってはおります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 私も独自に東西しらかわ、それから村内の米穀業者、それからライスセンター、生産者などから多少、調査というものではありませんが、行って聞いてはみました。鮫川村の稲作農家は三重の被害、さっき村長、トリプルを受けていると申しましたが、そういうことだと思います。

それで、その1つには、価格が大幅に下落をしているところでもあります。コシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶの買上げ価格は、去年と比較して60キロ当たり2,000円から2,200円が下落しております。早生種の里山のつぶに至っては、2,700円も下落しているようであります。

2つ目は、異常気象で天候不順による収穫量の減収がありました。7月下旬までの低温、日照不足のために、1反歩当たり60キロから90キロ、先ほど村長の言いましたように、1俵から1俵半が減収している農家が相当多いように思われました。

3つ目は、やっぱりカメムシの被害であります。今年村内で本当に異常発生して、カメムシの食害による斑点米が混じったために、色彩選別機にかけて、ようやく出荷している農家が続出しております。農家は、この色彩選別機をしたところ、30キロ当たり250円から275円の負担をしいられて、あとはまた、その色彩をやることによって、さらに収量が減収するという打撃を受けております。

農家の被害は、価格の下落、収量の減収、品質低下による下落、色彩選別機手数料の負担という打撃を受けておまして、本村の平均反収は平年作で474キロ、約8俵であります。これを基に稲作農家の被害を計算してみますと、大体10アール当たり、1反歩当たり4万5,000円程度の減収になります。このような状況の中で、来年は作付けをやめようかと考えている農家が、今相当数あります。

村の単独事業として、今回1反歩1万円の新交付金は、私はすごく評価をしております。

農家も助かると思います。しかし、1万円では農家の心に届く支援策には程遠いのではないかと、このように感じております。

また、本村は食用米のほかにWCS用稲、これは54ヘクタール作付けされております。飼料用米が39ヘクタール、米粉用が3ヘクタール作付けされておりますが、来年度は、これらの作付面積が今年より10アール程度増加されるようであります。主食用生産米支援とともに、これらの稲作にも支援策が必要と考えます。さらに、手・まめ・館への農産物等出荷者支援、畜産農家支援策も、これは必ず併せて必要だと考えております。

国は、第3次の臨時交付金補正を行う考えであり、予算規模は1兆5,000億円のようにあります。これは新聞報道であります。

国が示した第2次補正予算の事業計画に、農林業の振興策として、農産物の次期作に必要な来年の作付けであります。必要な肥料購入等支援という項目が載っております。この方針は、また継続されると思います。ぜひ国の交付金事業で農業・農家の支援策を図っていただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 関根英也議員からの再質問にお答えをいたします。

農家の支援策につきましては、9月議会でも同等の一般質問をいただきました。私はそのときに、コロナ交付金の第3次、まだ確定はしていませんけれども、第3次交付金を鑑んで支援していきたいという答弁をしたばかりであります。現在のところ、県にも確認しましたところ、第3次交付金の内示はまだされていない状況なんですね。金額もまだ分からないという状況であります。

それで、今回の5,000円プラス、また、1万円の1反歩の支援ということにつきましても、実は担当課の中でも様々な議論を交わしました。あと、全くよその町村がどのようになっているのかということも、実は郡内も調べております。棚倉町、埴町、矢祭町につきましても、コロナ交付金等の農家への独自の施策は講じていない。しかしながら、今回の一般質問に出るであろうと、町でもそのような取り組みをしておりました。

私どもは、やっぱりよその町が独自の施策は講じていないにもかかわらず、本村の農業実態に併せて、そして先駆けてやっぱり支援をする。当然、英也議員の9月の一般質問を受けての支援策でもありますけれども、農家の実態を調べました。収取扱業者ですか、調整業者の方にも資料をいただきまして調べた結果、下落としては5,000円、これで、村では、約200町歩ですから約1,000万。特別交付金がまだ内示されてないまま、じゃ、1,000万どうすると

ということで、これは当然一般財源と。さらに、あと5,000円の上乗せは、できるのであれば今回ちょっと考えたほうがいいのではないかという意見も、実は出ました。しかしながら、おっしゃるとおり、減収の1反歩当たり1俵半掛けてみると、約1万7,000円幾らなんですよ、減収だけでも。これはやっぱり、例年より取り足りないということで、意欲を高めるために5,000円を追加したと。それで、その5,000円の1,000万の内訳はどこから持ってくるというところで、前回の議会でもお答えしましたとおり、米価下落基金、村で6,000万あります。その中の1,000万は、コロナ交付金が内示される前でありますけれども、それを充当して2,000万の予算をさせていただいたし、また、30万円掛ける、多分20件ぐらいあるであろうという600万、これは今回機械等の修繕とか購入の半分で、上限30万に充てさせていただいて、2,600万という予算を計上させていただきました。

おっしゃるとおり、コロナの関係と、また、来年以降、どこまでこの米価が下落していったり継続するのか、私も予想つきません。ですから、下落基金は、将来的にも当然活用していただくための基金でありますから、今後また、今回で農家への支援は打ち切るということではありません。やはり、畜産農家も、子牛の価格も実は今日競りなんです。前月は60万半ばで推移しているから何とかもっているという、子牛農家からの意見もありますから、これがやっぱり40万台とか50万で終わってしまうことまで下落したのではないので、そういったことを鑑んで、今後また意欲を高めるためにも、また、先ほども私も何度も言うように、担い手をきちんと育成できるような施策に切替えていきながらも、農家への支援をしていきたいと思っておりますし、今回の1万円ちょっと足りないのではないかとのご提言でありますけれども、そのような事情を鑑んでいただいて、今後また3次交付金などのくらいの金額が交付されるのか見えた段階での農家の状況も勘案して、あともう一つは、手・まめ・館の生産者のデータを実は課長も持っております。今のところ、11月で、3月まで行かないと、年間どのぐらいまで生産者の方が、売上げ上がっている人も実はいるんです。あと今度はずっと出荷しない方もいらっしゃいますから、その辺の、個人によってまばらでありますけれども、調査しながら、今後、生産者の支援は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 村長の答弁にも、農業政策に前向きに支援していただけるようなことは感じられますし、ありがたく思っております。

ただ、今回の米価の下落、その他の支援金の原資というのは、基金の積立てや一般財源か

らだと思いますが、私が申し上げているのは、やっぱり新型コロナウイルスの影響で全ての人が被害を被っているんですが、そのために国で出してくる臨時交付金、第1次、第2次には、残念ながら農家、実態が分からなかったということであると思いますが、なかったと。主に感染防止策で、第1次、第2次の67%が行政側で、あとは33%ぐらいは基金とか、村内に渡ったのもありますが、ほとんど、最後は商工会経由で出る金額でありまして、農家にはほとんどなかったなと思っております。

私は、来年の作付けに向かって、全てのこの鮫川村の水稲栽培農家、これはWCS米飼料米、米粉も同じ行程で作業はするんですが、なぜその米粉用とか飼料米、WCSにするかといいますと、やはり米価を余り下落させたくない、農家自身が価格を維持するためにそういう調整をしていると。できるだけ行政側の話やそういうものに協力をしているんだと、私は思っております。

そういう中で、やっぱり鮫川村、200町歩です、百九十何町歩ですが、その水稲栽培農家には、新たにこの臨時交付金の中から10アール当たり1万円を、来年の作業が、農家が安心して作付け作業ができるように支援をしていただきたいなど、このように思っています。確かに無理だとは考えていると思いますが、私は、空き店舗対策として、「つるや」それを今やっております。あそこにこの特別交付金から2,700万出しております。それは1軒の人に5年間無償で提供するわけですね、それよりももっと大事なことは、2,700万プラス300万、3,000万あれば、鮫川村の全ての水稲農家に支援ができるんです。そのためには、鮫川村の水稲農家の600人以上の人が安心するわけです。今年の不作で、多分、来年の苗代、肥料代、農薬代なんかも事欠く人もいると思います。この人たちに稲作を諦めないで、あと3年ぐらいは我慢して作ってくれと、そういう条件のもとにこの臨時交付金、多分1月の通常国会でこれが決まるんだと思いますが、そうなった暁には、ぜひ鮫川の農業、諦めないで作付してもらおうように、村長からも、そういう意味で、鮫川村に特別なご配慮をいただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほども再質問の答弁で申し上げましたとおり、やっぱりこのコロナの状況で終息が分からない。どこまで続くかというところが、私どもにも分からないし、2年以上長引くであろうと学者も言っておりますから、今ご提案ありました総合的な農業への支援も併せて、村の全産業を守っていくのは私たちの仕事ですから、国からのそのような交付金の有効活用、今後検討してまいりたいと思っております。

あと、稲作ばかりじゃなくて、そのほかの畑作、野菜、畜産、併せて状況を取集した上で、
どういう形が一番農家の方々の支援策になるのかということを見極めながら、今後検討して
まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） なかなか難しい問題等ではありますが、今回の水田に対しての支援は、
村民の数多く、広く、浅くであります。支援ができると思います。また、本村のこの基幹
産業、基盤産業は、やっぱり農業なんです。農業は、地域経済、食文化、地域コミュニテ
ー、農村景観、農村環境、動植物の生態系の維持、災害防止等、本村にとってかけがえのな
い財産であります。この農業の振興なくして本村の希望はなかなかないと思います。

農林業のさらなる振興策を期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 12月の定例議会、村長に対して2問質問をいたします。よろしくご答
弁のほどお願いします。

まず、1点、ゆうきの郷土（さと）の運営状況と今後の効率的な活用策について。

環境整備された村づくり、豊かな里づくりセンターを掲げ建設されたゆうきの郷土（堆肥
センター）は、本村農業理想の展望を掲げる期待される施設であるが、反面、運営状況は容
易でないと思われる。今後の有効活用策について尋ねるとともに、ゆうきの郷土の運営実績
状況を伺いたい。

1つ、堆肥センター8施設（機械共）維持管理実態について。

2つ、バイオディーゼル燃料（BDF）生産内訳と使用状況について。

3つ、堆肥の販売実績（モニタリング）と利用状況。

4つ、太陽光パネルの売電状況等について。

5つ、需要供給の度合いと採算性について。

6つ、運営に関する課題。

7つ、経営内容及び財政状況について。

8つ、他に薪ステーションの業務内容について等をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の1点目の質問にお答えをいたします。

前田議員には、毎回、再生可能エネルギー、さらには森林資源の活用等々のご質問をいただいていることにも、併せて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、お答えをいたします。

村では、平成20年9月に鮫川村バイオマスヴィレッジ構想を公表し、人と自然に優しい農業を实践し、健康、安らぎ、ゆうきの里の構築を目指し、良質堆肥の生産、こだわりの農産物のブランド化、美しい景観の維持、食と農、そして心の教育を目指してきました。

その構想の核として、鮫川村豊かな土づくりセンター「ゆうきの郷土」、通称堆肥センターを平成20年度から23年度にかけて整備してまいりました。

豊かな土づくりセンターでは、良質堆肥の製造のほか、食用油をディーゼル燃料に変換する「バイオディーゼル燃料製造施設」、太陽光発電施設も整備しております。また、隣接施設として、薪を供給するための「薪ステーション」、東京農大との連携協定の活動拠点施設としての「大学連携試験研究施設」も整備をいたしました。

1つ目の堆肥センター8施設の維持管理実態であります。初めに、8つの施設とは、1次発酵棟、2次発酵棟、副資材保管庫、製品保管庫、乾燥調製施設、機械整備保管庫、脱臭槽、管理棟となります。

維持管理につきましては、手・まめ・館運営協議会への指定管理施設の一つとして位置づけられ、堆肥製造、運搬費に従事する職員2名については会計年度任用職員を配置し、そのほか、施設管理や作業補助に従事する3名については、手・まめ・館運営協議会で雇用しているところであります。

なお、堆肥センターについては、産業廃棄物の指定処理施設として村が許可を受けているために、管理資格を受講した会計年度任用職員を配置しております。

車両機械等については、施設職員による定期的な清掃・点検のほか、メーカーでの自主点検等を受け、適正に管理しているところであります。しかし、堆肥散布機械や堆肥を切り返しする重機については、使用頻度が高く、作業条件の関係上、修理費がかさんでおり、9月定例議会において堆肥散布機械を更新するための予算を計上したところでもあります。

2つ目のバイオディーゼル燃料（BDF）生産の内訳と使用状況について説明をいたしま

す。

食用油の廃油から精製するバイオディーゼル燃料は、家庭や給食センター及び手・まめ・館で使用していたものを回収し精製するもので、回収した廃油の中には燃料の原料として使用できないものもあるため、1年間に回収する油約2,400リットルのうち、7割を原料として1,200リットルの燃料を製造いたします。

消費する量については、そのほとんどをユニック車と場内使用のローダーで使用しております。燃料を使用するためには、ディーゼルエンジンを搭載した機械・車両に限られ、燃料フィルターを調節する改造が必要となります。また、冬期間には燃料の粘度が高まるため、予熱や保温などで燃料を温める必要があります。また、エンジンが故障した場合には、メーカーの保障が受けられなくなるために、新しい機械や車両には使用しておりません。そのため、現在では給食センターの配送車への使用はありません。

続いて、3つ目の堆肥の販売実績と利用状況及び放射線量モニタリングについてであります。

堆肥の原料となる牛糞は、令和元年度で約1,700トンを受入れ、約1,000トンの堆肥を生産し、圃場への散布や手・まめ・館での袋詰め堆肥などで860トンを散布、販売しており、年度末での堆肥の在庫は約490トンであります。

この在庫量については、春先の堆肥散布によりそのほとんどが消費されており、月末での最小在庫量はおよそ50トンになります。原料となる牛糞の搬入による使用料は46万8,580円、堆肥の販売額については401万9,000円であります。

生産した堆肥については、毎月放射線量のモニタリングを行っており、国の標準以下のものを販売しております。しかし、その結果については、ホームページで公表するとされておりましたが、開設以来公表したことはありませんでしたので、即時ホームページの更新をしまして、毎月の検査状況を公表していきたいと考えております。

4つ目の太陽光パネル（15k）の売電状況ですが、令和元年度における発電量は1万3,485kw/hで、53万9,400円の収入となっております。

5つ目の需要供給の度合いと採算性についてであります。需要と供給については、3つの販売実績で説明しましたので、採算性についてお答えをいたします。

令和元年度のゆうきの郷土における収入の合計が800万円で、臨時職員1名の人件費を含めた支出が約660万円となり、差引きで140万円の黒字となっております。しかし、村職員2名と臨時職員2名の人件費は含まれておりませんので、その費用の捻出が課題とされている

ところでもあります。

6つ目の運営に関する問題であります、原料となる牛糞の水分が多いために、その調整に苦慮しているところでもあります。水分を調整するための副資材となるもみ殻や落ち葉の確保も重要となっております。

7つ目の経営内容及び財政状況については、当初に計画したとおり、もともと収益を生む事業ではないために、有機質堆肥を使用した農産物の生産出荷など、生産された農産物への付加価値と農家経済への波及効果を狙った事業であるために、目的は達成されているものと考えております。

財政状況につきましては、手・まめ・館と一体的に指定管理をしておりますので、手・まめ・館運営協議会全体の財政健全化を進める必要があります。

最後に、8つ目の薪ステーションの業務内容についてご説明をいたします。

薪ステーションは、さぎり荘に設置している薪ボイラーの燃料となる木材を、村内の林家や林業事業体から購入し、薪に加工して乾燥させた後に納品・販売しております。

令和元年度の原料の買入れは約180万円で、加工・乾燥した薪を約360万円で販売しております。薪の販売までには、原料を仕入れてから乾燥させる時間が必要なために、薪を保管するための広大な敷地が必要となり、薪ステーションのほかに二本田ですか、真坂にあるんですかね、二本田にある牛舎を借用しているところで保管、乾燥しているということになります。

以上、9番、前田武久議員の1点目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 1番目の8施設ですね。これは、施設は多分2008年から運営をするというようなことで始まって、もう約8年くらい経過していますね、2020年だから12年か。

そういうことで、目的は堆肥製造というようなことで、村内の畜産農家から堆肥を供給、それを堆肥化して販売、それから有機農業を支えるというようなことで始まっておったわけでありまして。途中、東日本大震災等に遭われまして、副資材の供給等ができなくなった、なかなか運用開始に手間取ったということでございます。

当初は、手・まめ・館との併合は考えていなかったような運営方法であったんですが、途中から手・まめ・館、村長の指定管理の配下になったということで、現在まで来ているわけでございます。

建物の面積が約2反ちょっとですね、延べ面積。その施設の経過年数からして、これは先

ほど6番議員からもあったように、施設の財務状況ですか、当然、公共施設であっても減価償却されるわけですね。それと、会計事務等は会計士がなされておるということで、手・まめ・館のほうの一括、経理に含まれているというようなことでございます。

それで、堆肥センター独自の一応会計、財務状況というのは分かると思うんですが、その財務状況について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 手・まめ・館の運営の中に堆肥センターも一緒に入っております、毎月会計士に来所していただきながら、財務状況、決算状況は会計士にお願いしております。

その詳しい状況につきましては、担当課長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

先ほどの村長の答弁の中にもありましたように、ゆうきの郷土における収支で今現在分けているところが、令和元年度の決算ですと、収入合計で約800万円、支出合計で約660万円となっております。

ただ、ここに計上してある費用ですが、実際そこで従事している職員、会計年度任用職員2名については、この費用には入っておりません。また、臨時職員1名は入れてありますが、そのほか2名も臨時職員で従事しておりますので、実際のところ、差引きで、現在140万円が黒字計上となっておりますが、その人件費を含めれば黒字計上にはならない形となります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 課長、ついでに、赤字になる部分の金額と、臨時職員だけですね、660万円というのは。

○農林商工課長（星 徹君） いや、支出全てで、臨時職員1人だけ入っている形です。

○9番（前田武久君） 1人だけ入っているということで、人件費は1名だけですね。

○農林商工課長（星 徹君） はい。

○9番（前田武久君） だから、任用職員とかそのほかの経費、これは複式簿記でやっているんでしょう、会計業務は。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） 経理上は複式簿記でやっておりますが、人件費等については、個人ごとではなくて、それぞれ部門ごとに計算してまいりますので、手・まめ・館のほうで

計上されている部分については、ちょっと給与台帳等細かく見ないと分かりませんので、そこまでは実際調べてはおりません。

また、会計年度任用職員についても、そちらは村で支給している部分ですので、実際手・まめ・館の経理のところには上がってきません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） この施設の減価償却費、これは多分圧縮記帳額というようなことで試算されると思うんですが、数年経過していますね、そうすると、毎年減価償却費というのは、この8施設にかかっているわけだね。管理棟を含め脱臭棟まで8施設分の減価償却費というのは、当然これは試算されて決算認定ということなんでしょう。その圧縮記帳等のその試算等は毎年なされているんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、取得価格ですけれども、全ての取得の総事業費が4億円ですから、その中で、工事費の建物等々で2億9,000万ということでありますので、この建物等の減価償却は当然、毎年どのぐらいの残存価値があるかというのはされておるし、あと償却資産ですね、これでも計上されておりますから、年々の決算状況の中には、経費としての目減り面は複式簿記の中でも計算されていると思いますが、ちょっと数字のほうは今把握しておりません。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 当然、通告していないから、今なかなか数字的な答弁はできないと思うんですが、結果としては、なかなか財政が容易でない、運営が容易でないということですね。

それとバイオについては、これは家庭用の天ぷらの廃油とか何かを利用してディーゼル燃料に使用するというのでやっているんですが、この施設の能力は、多分年間に2,700リットル製造可能というふうになっているんですね。それで、先ほどの答弁では、1,200リットルですか、この1,200リットルというのは、間違いなくそれだけ精製されて、バイオディーゼルに使用されているのかどうか、その辺をお聞きしたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 答弁で約2,400リットルのうち、約7割を原料として1,200リットルの燃料を製造しているということですが、この確かな数につきましては、担当課長から答弁を

申し上げます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） 先ほど申し上げました使用量でございますが、実際使用できる機械が場内で使うローダーとユニックでしか使用していませんので、それ以上の余剰の燃料を作っても、精製してすぐに使わないと燃料としての機能も果たせないということでありますから、需要を見込める量を作りまして、それで消費しているということになります。

また、開設当初は給食センターの配送車に利用するというで始まったかと思えます。ただ、冬場、燃料がやっぱり固まってしまうというふうなこともありまして、冬期間については、堆肥センターの車庫で保管をして、実際使うときに持ち出していたというふうな苦慮もあります。

現在のところ、排ガス規制等の関係もありまして、ディーゼル燃料にそのまま使う場合には、かなりのリスクもありますし、故障した場合、その燃料を使って故障したということであると、メーカーの補償が受けられないということもありますので、新しい機械、車両には使用しておりませんので、現在、この数量を製造して使用しているという形になっております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 使用可能な機械、先ほどローダーとか2種類くらいの機械に使用されておるとのことですが、今後その機械等も古くなれば、恐らく買い替えなくちゃならない。そうすると、新しい機械には使用できないということですね。

それはしょうがないとして、次に、堆肥の販売実績等、先ほど答弁されましたけれども、実際あそこの生産能力というのは1,250トンくらいなんです。ところが、さきの答弁では、荷受けが約1,700トン、1,000トンが堆肥化されて販売されておるといようなことであります。ほぼ能力に近い数字でもって堆肥化されているなというふうに感じるわけですが、当初はかなり畜産農家も多かったんですね。ところが、今は規模が拡大されて、数は少なくても頭数は多いというふうなことで、何とかこれから堆肥の供給は図れるんじゃないかなというふうに考えるわけですが、その見通しですね、これから恐らく多頭化の人もそんなには増えていかないというふうを感じるわけですが、その辺の見通しについて伺いたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 年々畜産農家は、大規模経営されている方は維持されていますけれど

も、小規模の方々は畜産、特におやめになっていると。また、持ち込んでいただける方は、ほぼ多頭飼育に近い方々が主なわけでありますが、需要と供給のバランスは、今のところ保たれているという状況で聞いておりますが、そのお預かりする量ですね、当然年々減少はしているとお聞きしておりますが、能力を最大に生かせる範囲内での生産量だという報告は受けております。

なお、この件につきましても、担当課長のほうから、もし詳しい数字が分かれば、前年比とか、そういったものが分かれば答弁をさせたいと思います。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

現在、堆肥の搬入をしている農家は約10軒であります。ただ、多頭飼育している肉用繁殖牛の農家におきましては、ほぼ自家処理という形か自家利用という形で、搬入量のごくわずかとなっております。大半が乳用牛の飼養農家ということでありますので、先ほども運営に関する課題ということで、比較的水分量が多いということで、その水分を調整するためにもみ殻を使ったり、落ち葉を使ったりと。あとは堆肥を切り返して、また戻して水分を調整するというような形を取りながら、製品の安定化を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） その原料ですが、大部分は乳用牛の堆肥を持ち込んでもらって、それは一応、受入れの場合には預け入れ金額というのは徴収していると思うんですが、その徴収金はどのくらいなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 受入れ価格については、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） それでは、令和元年度の利用料の合計ですが、利用料としましては44万1,865円となっております。搬入量につきましては1,680トンという数量になっております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それとモニタリング、先ほど課長からも答弁ありましたけれども、これは法的にモニタリングの数値、セシウム成分表ですか、そういうのは開設以来、堆肥を

販売するときから、当然これは報告するような形になっている。ホームページとか何かでもって数字で表すようなことになっておったと思うんですが、それがされていなかったというような答弁ですね。

これ、なぜされなかったのか。また、それでもって今まで支障がなかったのかどうか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 答弁でも申しましたとおり、毎月の放射線量は測ってはあった。しかしながら、それをホームページ等で公開はされていなかったということが分かりましたので、その理由につきましては、公開制といいますか、測ったデータは当然毎回持ってはいると思いますけれども、それにつきましても担当課長から答弁をさせますけれども、やはり今、様々な食べ物も毎回モニタリングをしながら出荷をしていると。農産物においても、村ではそういう安全・安心なものを公表しながら出荷しているという状況になっておりますし、そのための検査員も機械もあるということなので、堆肥センターには当然そういった設備が整っておりますが、公開しなかったことに対してはちょっと問題があるかと思っておりますので、今後また公開しながら、ホームページ等でも、やはり堆肥をお預かりする農家、有機栽培をこれから、今どんどんと盛りになって、農家の方々は線量のない、規制以内の堆肥を使っていますということは、これは公開しなくてはならないので、その点についてはちょっと反省をいたしておりますが、その辺につきましても、ちょっと課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 担当課長。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

村の公式ホームページ、ゆうきの郷土のページの豊かな土づくりセンターフローチャートのところに、放射性物質の検査結果を村公式ホームページで公表というふうになっておりました。実際、私、このページを確認したのは、前田議員さんから指摘され初めて承知したところでありましたので、その辺につきまして承知していなかったということで、大変申し訳ございませんでした。

実際、堆肥センターに問合せましたところ、毎月、搬入したもの、または製造したものをモニタリング検査をして、実際計測した内容については、今のところ11月までで60件行っておりまして、ほとんどが不検出となっておりますが、セシウム137が検出された件数が3件、数値も11から14ということで、製品としては支障のない数字ということで、ほぼ不検出のデ

一タが出ているということでもあります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今までの挽回を図るためにも、ホームページにこれから掲載して、安心な堆肥を鮫川村は販売しているというようなPRをして、農家の支援策に講じていただきたいというふうに考えております。

薪ステーションなんですけれども、先ほど8施設が需要・供給にそんなに不足しないで目的を果たしているというようなことを聞きましたので、もし薪ステーションが、結構さざり荘に供給している乾燥薪、それを生産するのにも施設が必要かなというふうに思うんです。

現在の場所を見ると、本当に小規模な施設であって、なかなか容易じゃないのではないかなというふうに。あれを拡大というか、その堆肥施設が空いているのならば、あの辺を利用できないのかなと。先ほど村長は4億かかったというんですけれども、当初は3億の予算規模だと思うんですね、堆肥センター。それらの施設を有効活用するためにも、補助金でもって造った施設だから目的外に使用するということは限られると思うんですが、もっと有効活用ができないのかなというふうに考えておるわけなんですけれども、その薪ステーションの現在の稼働に対しての現在の敷地、それから施設で十分果たせているのか、不足なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 森林資源の活用の観点からも、この後で質問あるかと思いますがけれども、やっぱり本村に今、針葉樹も落葉広葉樹も、民地、国有林共々ありますけれども、当初、バイオマスヴィレッジ構想で薪ステーションを立ち上げた、循環型農業の1つの土佐の中嶋さんという方の土佐の森方式というのですか、晩酌を稼ぐ、軽トラック1台2,000円ぐらいの薪を村民が供給して、それを薪燃料にしながら、やはり地域・地域の化石燃料を使うよりも、薪の活用をとということで、今回もいい着目点で、本村でも薪ステーションを造られたかと思います。

現時点で、いろいろ調べると、薪の原料が足りないんですね。業者さんから購入して、冬期間、シルバーさんが薪割り作業、これから始まるようでありますけれども、乾燥薪を1年分たためて保管するんですが、実際的にどんどんと需要が高まれば、あそこの場所では狭いと思います、間違いなく。それでまた、議員、度々ご提言されるように、本村の薪ストーブの普及ですね、こういったものも普及する上では、やっぱり薪の製造過程で、薪を販売するま

ではまだ絶対量が足りない。さぎり荘だけで、一冬分というか、ワンシーズン分をあそこで供給しているというところではありますが、絶対量が足りないようであります。

今後また再生可能エネルギーも、薪ストーブの導入とかそういったものも村で施策として取り入れるには、あの場所では狭過ぎると思いますし、まして、今後チップとかペレットにする、負荷をかけてやるということよりも、本村の場合には、薪の丸のまま入れ込むという、自然に負荷をかけない方法で薪を選んでおりますから、今後の展開によっては、場所とすれば、広さとすればちょっと狭いのかなと思いますが、需要と供給のバランスを考えながら検討していきたいと思っております。

非常に、落葉樹の薪を中心的に足りない、針葉樹でも構わないと言っていますけれども、足りないので、また村民のほうにも薪の提供、今後また来年度ちょっと検討させていただくんですが、環境公社が立ち上がった際には、支障木や何かも当然、伐採したのもあのステーションにどんどん運び入れられるような、そのようなシステムを使って、本村の環境も守りながら、なお、再生可能エネルギーの森林資源を有効活用できるようにしたいなどは考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど、今答弁もありましたように、施設の法人化も検討しておると。当然、堆肥センター、手・まめ・館。手・まめ・館が平成17年には法人化をというような前村長約束しておったんですが、それもかなわず、その後、堆肥センターを含めた施設の法人化というようなことを約束されておったんですが、なかなかそれも達成できなかったということで、ぜひともその法人化に向けた施設の運営、そういうものを進めてくれるように努力をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、2番目の森林資源を活用した産業起こしについて。

本村の次世代を担う村民の暮らしを考えると、心配が募る。就労の場であった企業の撤退により、働き場を村外に求める方がほとんどであり、村民の雇用確保と所得向上を図ることが急務である。

そこで、現在村の76%を占める森林原野で、育林された資源活用に取り組む必要があると思われる。

先ほどの堆肥センター施設の構造材は、全て福島県産材を利用しているが、鮫川の木は1本も使われていない。山の立木は全く換金されないまま不動産物として眠っている。木材加

工はさま変わりし、集成材やチップ材として需要供給が図られているが、本村での2次製品加工工場などを立ち上げる行政支援策を検討してみたいか。答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の2点目のご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が失われることから、総合的・長期的な視点に立って、適切に管理・育成されるよう森林法に定められた森林計画を作成しており、鮫川村は、東白川郡内を1つの森林計画区とする奥久慈森林計画区に位置づけられ、地域の特性に応じた森林整備の目標を定めております。

本村の針葉樹林は、東白川郡森林組合をはじめとした林業事業者等への森林経営計画による植林、下刈り、間伐等の森林施業を中心に行われてきました。また、広葉樹林につきましては、薪や炭焼きなどの利用、原木椎茸の原料としての取引が行われてきましたが、東日本大震災以降は、放射能の影響により、原木椎茸の原料や薪としての販売が行われなくなっており、それらの現状を打開するために福島森林再生事業が始められ、森林における放射能の影響や樹木の伐採による放射線量の低減が行われ、木材としての取引が再開されるようになりました。

本村では、平成25年度からこれらの事業に取り組み、200ヘクタール以上の森林が整備されてきております。

前田議員おただしの2次製品加工工場などの立ち上げによる行政支援施策の検討についてですが、議員ご承知のとおり、本村には今、プレカット工場が1軒ありますが、製材工場や木材加工工場はなく、埴町やいわき市の木材市場や、埴町、棚倉町及び古殿町などにある製材工場やチップ工場に出荷している現状であります。近隣の木材加工施設においても事業継承が困難になり、減少する傾向にあります。既存の事業所が少ない現状から、木材関連企業の誘致等をするには厳しく、古来から林業は川上の森林から切り出して、川中で木材を加工し、川下において木材の販売・流通などにより消費し発展してきた産業でもありますので、川上に当たる本村での実現性は乏しいのではないかと考えております。

また、いわき市でのチップ工場新設では、騒音等の公害が発生するために、工場建設が立ち消えになった事例もあります。新たな問題が発生しかねないこともありますので、木材加

工工場の誘致には慎重になる必要があると考えております。

以上で、9番、前田武久議員の2点目のご質問とさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今、村長、誘致というような答弁されたんですけども、私は、誘致は、これはもうちょっと難しい、困難であると考えております。

また、先ほど申しましたように、76%の森林を有しているわけですね。その有効活用をやったり林業従事者等々に相談、協議を進めて、そしてその支援策、そういうものを行政として講じるべきじゃないかというふうに言っているわけなんですよ。

これは当然、埴町でも協和木材とか、そういう2次製品加工工場がありますね。ああいう方たちに太刀打ちはできないですよ。行政でやれと言っても、これは無理だし。ただ、現在のところ、今200町歩と言ったか、森林再生事業で鮫川が。あれは本当にいい事業ですよ。いい事業ですけども、1事業として30町歩くらいの、5年間くらいやっているけれども、5年間で200いっているからいいほうであるけれども、あれは76%の森林を有する面積には程遠いですよ。これはほとんどが人工林ね。人工林が大変な投資をしていますよ、あれは。昔はね今から50年前には10本くらい売れば観光旅行、ハワイ旅行ができた。そういうような価値観があったんですけども、今は1町歩売ったって旅行には行けないですね、ハワイなんか行けないですよ。

そういうふうに価格の低迷が続いて、もう林業農家は諦めているんですよ。だから、手入れもできないし、荒れ放題ですよ。もし、災害、林野火災なんかになったら、もう大変な被害を被るような状態に、今鮫川はなっていますよね。

それで、先ほど述べたように、今はほとんど木材の利用、需要等が変化しちゃって、もう原木というか、素材で、木としては全然利用できないね。それと、昔は100年くらいたった杉ならば大変な値段で売れたけれども、今は80年以上は全然業者も買わないですよ。二束三文ですね。一番高く売れるのは、柱2本くらいの面取り、30センチくらいの。そういう立ち木しかも業者は買っていない。売れないし、100年たって、育林した杉山が、二束三文で、自分の代には一銭にもならないという状況です。

そういうものを鮫川には林業従事者がいっぱいいるんですね。その林業従事者も、高額なそういう木材加工をするにしても、その設備投資ができない。できないけれども、行政で支援してそういう施設を国・県の補助金をもらって、備えて、それを貸し与えて、そして先ほど言われたように、さぎり荘の薪供給、それから鮫川でも今度は薪ストーブの普及をさせて、

薪ストーブに補助金を出して、薪の需要を高めるようにして、そしてその木材生産効果を上げれば、採算性というか、そんなにはもうからないとは思いますが、眠っている資源を生かすような方法、これはやっぱり行政でやるべきだと思うんですね。鮫川には唯一の資源なんです、この森林資源が。これは、もしかすると、ただで持ってくるかもしれない。薪なんか、うちの家屋の周囲に繁茂している木材、これを切ってくれと。切ってもらったほうが、ただでもいいからくれてやると、そういう状況がいっぱい見受けられると思うんですね、村長、分かると思う。

それと、今朝の新聞ですね、川内村で、遠藤雄幸先生の、あそこで川内村として県の農林事務所と、それから森林管理署と協定を結んで、薪ステーションというか、木材施業ステーションですか、団地を造るといような、もうそういう施策も進めております。それと、村長も行った令和元年の7月、山形県の最上郡金山町、あそこでも、もう80年伐期として、そして流木検査、毎木調査で、これは赤外線ですと1本の木に当てれば石数がちゃんと分かる、そういう機械を導入して、あの町は多分製材工場もあったね、町独自で運営している。そういう形でもって、埋もれた資源を開発すると、そういうやり方もしている。これ、行政でやっているんですね。行政支援しなくちゃ、ここの鮫川村の眠った資源は生かせないですよ。それに対して、これは村で誘致しろとかそういう問題も、鮫川で誘致するところもないもの、企業をどんどん手放しているんだからね、逃げていかれるんだから。

無理なことは私言っていないですよ。やれることはやるような、そういう努力をすべきだと思うんです。個人でできないから行政で支援して、そういう関係者を集めて相談かけたり、検討したり、そういう努力は行政でやるべきだというふうに私考えているんですが、村長、もう一度。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まず、国策として植林をして、当然伐期がもう過ぎているという状況で、本村にも林業家がいらっしゃいますが、孫のために植えた木が今、お金にならない状況になっておりますけれども、これは国策等の輸入材関係もありますが、これは本当に情けない話であります。ただ、国が悪いとばかり言っておられません。先ほど事例に挙げた川内村は、ちょうど私どもも木質チップのかわうちの湯の供給事業も、スウェーデン製でしたか、あれも視察に行きました。そしてまた、森との関連、それから、あそこは村が、数千町歩の村有林がありますから、そういった有効資源活用で林業事務所、また、森林組合と、今回提携をしたと思います。

ご指摘のように、本村の山は荒れ放題でありますけれども、針葉樹、広葉樹もありますし、また、遠くから新たなエネルギー源を確保することよりも、近くに、目の前にあるものを有効活用するという議員の前々からのご提言は、真摯に受け止めながらも、本村として、これから、やはり限りある資源をどのように有効活用するのか、これまたその模索も含めて政策に取り込んでいく努力はしていきたいと思っております。

また、近隣町村には製材所、日本国有の、世界にも東洋一という製材所もありますが、林家は場所のいいところから度々搬出はしているようでありますけれども、そういった森林資源の石数の調査、これは既にもう、先般うちの村で試験的にヤンマーの無人ヘリコプターを飛ばして石数を測ったようでありますが、古殿町はもう、当面セスナでレーザーを飛ばして、何石あるかというのは、既に国の助成金を入れながらも開始しておりますが、本村もやっぱり有効資源の保有数とか石数、あと針葉樹と落葉樹の仕分けの量も、これにはお金がかかりますけれども、補助金なしにはできない事業だと思いますが、そういったものを含めて、林家がきちんと、少しでも、先ほど農業を支援すべきだという中で、7番議員からも農林業という、最後にお答えありました。やっぱり林業農家もこれから応援すべき施策を組み立てなくてはならないと。

さらには、枯渇するであろう化石燃料に替わる代替えの燃料の補給、私はやっぱり、負荷をかけて、チップとかペレットにするよりも、薪のままたく、そういった薪ストーブ、これが一番自然に負荷をかけないやり方であるし、そういったものも含めて、群馬県の上野村が薪ストーブを村に600基でしたか、あの頃支援を、補助金を出しながら導入しているということもありますから、そういったことも含めて今後検討して、限りある森林資源の有効活用の取り組みを調査して、検討していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 9番。

○9番（前田武久君） ぜひともそのようなことで、これは前向きな姿勢でもって取り組んでいただきたいというふうに思います。

上野村も一緒に視察に行つて、上野村は日本航空の墜落した場所であつて、ほとんど山と谷と川の村で、田んぼが1つもないというような村でありました。それで、その森林活用策としてペレットですね、あれは。ペレットではちょっと寒くて、鮫川でも何基か導入して施設に取り入れたんですけども、全然使い物にならなかつたということで、やはり村長が言うように、原木をそのまま薪にして燃料に使うというような方法がいいと思うので、これから薪ストーブの普及助成に対しても考慮願いたいというふうに考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

15時45分まで休憩いたします。

（午後 3時36分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時45分）

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りをいたします。

会議時間は、午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程について、時間内で終了が見込めないかもしれませんので、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が全部終了するまで、会議を延長することに決定をいたしました。

◎承認第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、承認第15号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第15号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをご覧ください。

本件は、令和2年10月に福島県人事委員会から発表された職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告に基づき、令和2年12月期における一般職及び再任用職員の期末手当について、支給割合を0.05ポイント引き下げるものであります。

本条例の改正につきましては、11月25日開催の議会全員協議会におきましてご説明をさせ

ていただいたとおりであります。本来、臨時議会を開催の上ご説明を申し上げるべきところでしたが、コロナ禍の中で密になる機会の低減を図ること、また、勧告の内容が引き下げであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年11月18日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で、承認第15号の説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分でありますので、討論を省略いたします。

これから、承認第15号の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第78号 財産の取得について（追認）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第78号 財産の取得について（追認）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件につきましては、11月25日開催の議会全員協議会におきまして経緯をご説明させていただきましたとおり、令和2年第3回議会臨時会において議決をいただきましたGIGAスクール関連の予算のうち、小中学校教育用タブレット端末258台の購入に係る入札を9月16日に執行し、予定価格1,578万600円に対し、入札額1,545万9,400円で落札者を決定しました

が、議会の議決を得ないまま9月16日に契約を締結してしまったことが、11月24日に判明したものであります。

予定価格1,500万円以上の財産の購入の契約は、本来であれば入札執行日であります9月16日に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を得るべく手続を進めるべきところでありましたが、関係法令の適用を見落として、決裁の段階でもその誤りに気づかなかつたことにつきまして、誠に申し訳なく、深く反省をしております。

法令の遵守は行政の運営上当然のことであることから、今回、このような事態を招いてしまったことにつきまして、深くおわびを申し上げますとともに、再発防止に努めてまいりたいと考えております。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改めまして議案第78号 財産の取得について（追認）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、落札業者である有限会社あぶくま教育と、令和2年9月16日付で購入契約を締結するに当たり、本来は予定価格が1,500万円以上であることから、地方自治法第96条1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要がありましたが、議決を得ないまま契約を締結したことが判明したために、入札のありました令和2年9月16日付で、契約に関わる追認の議決を賜りたく、今回議案として提案させていただくものであります。

以上で、議案第78号の説明とさせていただきます。

原案のとおり賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号 財産の取得について（追認）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号～議案第82号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第79号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第82号 鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第79号から議案第82号までの4議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

初めに、議案第79号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、これまで非常勤職員の身分により任用されてきた区長、副区長、行政連絡員につきまして、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、新たな制度での身分を見直し、特別職非常勤職員として任用するための条例の一部を改正するものであります。

議案書の5ページをお開き願います。

次に、議案第80号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び租税特別措置法の改正により、延滞金における「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改まり、延滞金の割合がゼロ%となることのないように、割合が年0.1%未満の割合であるときには、年0.1%とすることにされたことを受け、条例の一部を改正するものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税額に関わる所得の基準等につきまして、地方税法施行令の一

部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正及び土地基本法等の一部を改正する法律の改正による長期譲渡所得に関わる国民健康保険税の特例の創設に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の8ページをお開き願います。

次に、議案第82号 鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことにより、令和3年1月1日以降の期間に対応する後期高齢者医療保険料の延滞金及び還付加算金に関して、条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第79号から議案第82号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第83号～議案第90号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第11、議案第83号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から、日程第18、議案第90号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第83号から議案第90号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、今回の福島県人事委員会勧告に基づく令和2年12月期における一般職員等の期末手当等に関わる補正や農家への営農支援策に要する経費など、所要の経費を計上いたしました。特別会計補正予算につきましては、国民健康保険特別会計など7会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） 初めに、議案第83号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の10ページから13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額40億5,145万7,000円に対し、今回8,718万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を41億3,864万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款地方譲与税、4項1目1節森林環境譲与税169万4,000円の増額は、森林環境譲与税収入額の増額によるものでございます。

9款1項1目1節地方交付税7,704万円の増額は、普通地方交付税及び震災復興特別交付税の増額によるものでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者保護費負担金298万9,000円の減額は、療養介護医療給付費申請の算定誤りによるものでございます。

3ページをご覧願います。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金389万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした事業におきまして執行した入札等で、請け差が生じたことによるものでございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節障害者保護費負担金112万5,000円の増額は、障害者自立支援給付費の増額によるものでございます。

4ページをお開き願います。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、11目1節森林環境譲与税基金繰入金275万円の増額は、森林計測解析事業の財源に充てるものでございます。

同じく12目1節主食用米価下落対策基金繰入金1,000万円の増額は、主食用米価下落対策事業の財源に充てるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

なお、これから申し上げます各款項目に計上されてございます2節給料の補正予算額は、来年1月1日付で定期昇給する職員の給料の増額などによるもの、また、3節職員手当等の

補正予算額は、今回の福島県人事委員会勧告に基づく令和2年12月期における一般職員及び再任用職員の期末手当に係る支給割合の変更などによるもの。また、4節共済費の補正予算額は、2節給料の補正に伴い、共済組合負担金を補正するものとなっております。

5ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金5,159万8,000円の増額は、普通交付税の一部を財政調整基金などに積立て、また、ふるさとづくり基金につきましては、これまで本村に寄附のありました10件の寄附金につきましては、当基金に積み立てるものがございます。

7ページをお開き願います。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、17節備品購入費215万8,000円の増額は、日本赤十字救援車として車両1台を購入するものがございます。

8ページをお開き願います。

同じく1項社会福祉費、5目障害者福祉費、19節扶助費450万円の増額は、今年度の途中から、新たに養護老人ホームに入居する方の老人保護措置費の給付決定によるものがございます。

9ページをご覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、27節繰出金258万円の増額は、配水池などの流量計や漏水箇所の修繕に要する費用として簡易水道事業特別会計に繰り出すものがございます。

10ページをお開き願います。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金2,646万7,000円の増額は、機械導入、施設整備などの営農継続を支援するための経費のほか、コロナ禍で米価下落の影響を受けました稲作農家を支援するため、稲作農家げんき回復支援事業に要する経費でございます。

12ページをお開き願います。

次に、9款1項消防費、1目非常備消防費、8節旅費152万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により消防操法大会が中止になったことに伴い、不用額を減額するものがございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料285万8,000円の増額は、スクールバスの車内の消毒作業や分散登校による運行時間の増加に伴い、スクールバス運転

業務委託料を増額補正するものでございます。

14ページをお開き願います。

同じく3項中学校費、2目教育振興費、10節需用費249万3,000円の増額は、令和3年4月からの新学習指導要領の全面実施による教科書の改訂に伴い、中学校教師用の教科書や指導書を購入するものでございます。

16ページをお開き願います。

同じく6項保健体育費、2目体育施設費、14節工事請負費132万7,000円の増額は、旧青生野小学校に設置します太陽光発電設備の修繕及び青少年広場の施設の補修工事を実施するためのものでございます。

続きまして、特別会計の補正予算についてご説明させていただきます。

なお、一般会計補正予算と同様でございますが、各特別会計予算に計上されてございます。2節給料の補正予算額は、来年1月1日付で定期昇給する職員の給料の増額などによるもの、また、3節職員手当等の補正予算額は、今回の福島県人事委員会勧告に基づく令和2年12月期における一般職員及び再任用職員の期末手当に係る支給割合の変更などによるもの、4節共済費の補正予算額は、2節給料の補正に伴い、共済組合負担金を補正するものとなっております。

議案第84号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の14ページ、15ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の20ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額4億3,298万円に対し、今回53万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億3,351万円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の21ページをお開き願います。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金69万円の増額は、国民健康保険システムの改修に要する経費などについて一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、12節委託料55万円の増額は、平成30年度の税制改正による住民税の課税、所得見直しに伴う国民健康保険システムの改修に要する経費でございます。

次に、議案第85号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の24ページをお開き願います。

こちらは、歳入歳出予算総額の増減はございません。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、10節需用費及び17節備品購入費の補正額は、非接触A I 温度検知器の不用残となった予算を有効活用するため、需用費に組み替えるものでございます。

次に、議案第86号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の18ページ、19ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の28ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額1億3,293万9,000円に対し、今回258万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億3,551万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の29ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節の一般会計繰入金258万円の増額は、配水池などの流量計や漏水箇所修繕に要する経費として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

2款施設費、1項1目施設管理費、10節需用費258万円の増額は、二本田配水池流量計及び余所内水源地取水流量計の修繕のほか、漏水修繕に要する経費を計上するものでございます。

次に、議案第87号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページ、21ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の32ページをお開き願います。

こちらは、歳入歳出予算総額の増減はございません。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項1目村営バス事業費、3節職員手当等及び4節共済費は、福島県人事委

員会の勧告に基づく期末手当の支給割合の変更などに伴う補正となっております。

次に、議案第88号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の22ページ、23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の34ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額4億9,337万5,000円に対し、今回273万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億9,611万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の35ページをお開き願います。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目1節保険者努力支援交付金104万円の増額は、国が本年度の途中で新たに創設した予防健康づくりに資する取り組みに重点化しました、介護保険者努力支援交付金を受け入れるものでございます。

次に、8款諸収入、3項雑入、1目1節第三者納付金132万5,000円の増額は、国民健康保険団体連合会の損害賠償金の確定に伴い、受け入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の36ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金146万4,000円の減額は、居宅介護サービス利用者の減少に伴うものでございます。

同じく3目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金130万円の増額は、地域密着型介護サービス利用者の増加に伴うものでございます。

37ページをお開き願います。

同じく2項介護予防サービス等諸費、2目特例介護予防サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金120万円の増額は、短期入所生活介護の利用者の増加に伴うものでございます。

同じく3目地域密着型介護予防サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金100万円の減額は、地域密着型介護予防サービス利用者の減少に伴うものでございます。

同じく4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金272万5,000円の増額は、高額介護の対象者の増加に伴うものでございます。

同じく6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、18節負担金、補助及び交付金100万円の減額は、居宅介護サービス利用者の減少に伴うものでございます。

次に、議案第89号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書の24ページ、25ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の41ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額1億780万3,000円に対し、今回103万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億884万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものについてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の42ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金、1節運営費負担金66万3,000円の増額は、運営費負担金の増額によるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費103万8,000円の増額は、給料などを補正するものでございます。

次に、議案第90号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の26ページ、27ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の46ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額3,975万8,000円に対し、今回21万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,996万8,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の47ページをお開き願います。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節事務費繰入金26万4,000円の増額は、後期高齢者医療システムの改修に要する経費として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節高齢者医療制度円滑運営事業補助金6万6,000円の増額は、システム改修の国費負担分として受け入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費、2項1目徴収費、12節委託料33万円の増額は、後期高齢者医療システムの改修に要する経費でございます。

以上、議案第83号から第90号まで8議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、議案の提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

◎議案第91号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第19、議案第91号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 議案第91号 工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。
議案書の28ページをお開き願います。

青少年広場大規模改修工事につきましては、藤田建設工業株式会社、代表取締役社長内藤勇雄氏と、令和2年7月15日に請負契約を締結したところではありますが、既存の水銀灯投光器の一部をLED化する照明修繕工事におきまして、既に水銀灯投光器は生産販売が中止とされていることから、全ての水銀灯投光器をLED投光器に変更するため、請負契約額1億5,400万円を924万5,500円増額して、変更後の請負契約額を1億6,324万5,500円として契約するものであります。

以上で、議案第91号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は常任委員会で議案調査を行います。

なお、10日は午前10時から本会議を続けます。

先ほど議案審議で時間延長をお願いを申し上げましたけれども、皆様のご協力によって時間内に終了したことを御礼申し上げます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時25分）

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和2年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年12月10日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第79号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第80号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第82号 鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第83号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第84号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第85号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第86号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第87号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第88号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第89号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第90号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第13 議案第91号 工事請負契約の変更について（青少年広場大規模改修工事）

質疑・討論・採決

日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第79号～議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第79号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例から日程第4、議案第82号 鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号 鮫川村区長等設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 鮫川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号～議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第83号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第12、議案第90号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 1点について質疑をいたしたいと思います。

議案第83号の令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）事項別明細書に掲載されておりますので、11ページの8款1項土木管理費について質疑をいたします。

総務費の中に、当初2,675万5,000円、4万増の2,679万5,000円が上程されております。給料であります。元年災、台風19号、それから工業災害への、2年度への繰越し、事業への兼ね合いの影響は薄いと思いますが、職員、土木事業に対する尽力の報酬、給料であるというふうを考えておりますが、その増の要因についてお伺いしたいと思います。

また、元年災の公共事業の農地災の多くは、やむを得なく繰越し、延長事業とし、2年の秋の収穫後、令和2年12月工期を守らせると一般質問で答弁、村長しているのは承知されていると思います。見通しは、私を見る限りでは、大変容易でないというふうに感じております。建設工事請負契約約款はどのようになっておるか、また、災害工事の現況と懸念される公共事業の遅滞、それから順延、それから本村自治体としての法令違反とはならないのか。もし、私は一番懸念するのには、次年度からの国・県の事業予算の獲得にかなり影響を及ぼすんじゃないかというふうに考えておるわけです。

その辺について、村長の考えを伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 前田議員の質疑の第1点目につきましては、担当係課長のほうからお答えを申し上げたいと思います。

2点目の公共土木災害事業、それから農地災害事業、2月から3月にかけて、約70件近くの今までにない工事の発注をいたしましたわけでありますが、当然、工期も、契約しながらも、工期を明記して、それを請負業者のほうでも承知の上で落札をして、契約を行ってきたわけでありますが、ご承知のとおり、ほぼ村内の業者が落札をしておりますし、いまだに、いまだ着工していない災害工事もあるということで、その指導として、まず、私は入札のときに、各業者さんの皆さんに、まず1つは、安全管理を怠っては駄目ですよと。それと、品質管理、速くやり過ぎて品質がない、品質が悪い成果品ではないと。3つ目は、やっぱり工程管理をしていただきたいということを前提にお話しして、落札をしていただきました。

しかしながら、中には、2次製品の入手がなかなか難しいという状況もあったようですが、関西のほうから、九州のほうから運んでこなくてはならない事態とかを鑑みまして、実質的な容量が増えたものに対しての契約変更、さらには様々な状況を鑑みての工期の変更というのは承認した経過であります。今、議員おただしのように、災害補助金、公共土木、それから農地災害も、国・県の補助金を頂いているものに対して、安易にやっぱり繰越しできない工事もありますから、その指導は、文書でも実は業者さんには注意喚起をいたしております。そのようなことを踏まえて、工期限内に完成していただくこと。

あと、さらに、年度内に計画した、これから発注する、入札する工事が、実は14日に入札されるわけなんです。その工事も、果たして業者さんが取れるのかとかいうか、技術者の確保、それから、現時点でさえ遅れぎみな工事を鑑みて、入札に参加してくるのかということ

が一番心配で、最悪、不調になる可能性もあるかなということでも、今年度の金額は金額として発注しなくてはならないということではありますが、まずは、今年度に当初に発注した災害、これを最優先にさせていただくと。それから、県工事も受けている村内には業者もおりますが、県は県、村は村の契約ですから、そこの指導を今後また強くしていきながら、工期を守っていただくように、守っていただかなくてはならないわけでありますから、それにつきましては指導していきたいと思っております。

どうしてもやむを得ない、繰越しせざるを得ない状況になる場合には、資材の調達等々もありますが、そういった場合には、検討して契約変更ということもあり得るかもしれませんが、当面、契約の内容に準じた工期、それから仕上げ、進行を見ていただくように、業者には強く指導していきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 総務課長、斉藤利己君。

○総務課長（斉藤利己君） 総務課長です。

議員おただしの8款土木費の2節給料でございますが、こちらにつきましては、6回議会定例会の初日に、村長の提案理由の説明でご説明申し上げましたとおり、来年1月1日付の定期昇給する職員の給料の増額によるものでございます。

説明は以上となります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号 令和2年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第84号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第85号 令和2年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第86号 令和2年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第87号 令和2年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号 令和2年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第89号 令和2年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号 令和2年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第13、議案第91号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号 工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（星 一彌君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題と

いたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第6回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午前10時17分）

上記会議次第は事務局長鈴木隆寛の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和2年12月10日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 関 根 英 也